

新大綱策定会議（第18回）

議事録

日 時 平成24年5月9日（水）13:00～15:47

場 所 砂防会館 淀・信濃の間

議 題

1. 核燃料サイクルに関する検討状況について
2. 放射線利用について
3. その他

配付資料：

資料第1-1号 核燃料サイクルの政策選択肢の評価（案）について：まとめ（案）（改訂版）

資料第1-2号 代表シナリオの評価を踏まえた政策選択肢の総合評価（案）

資料第1-3号 政策選択肢「留保」の意見について（案）

資料第1-4号 各原子力比率におけるステップ3の評価

資料第2号 放射線利用の現状と今後のあり方

資料第3号 新大綱策定会議メンバーからの提出資料

参考資料第1号 国民の皆様から寄せられたご意見

（期間：平成24年4月19日～平成24年5月1日）

※参考資料第1号はメインテーブルのみ配付

午後13時00分開会

○近藤議長 それでは、定刻になりましたので、「新大綱策定会議第18回」を開催いたします。

皆様におかれましてはご多忙中のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の議題は、お手元の議事次第にありますように、1つが核燃料サイクルに関する検討状況について小委員会から報告をいただいております。2つ目が放射線利用について、何回かお話がありましたので、そろそろ取りまとめの案についてご審議いただきたいと思っております。

本日は、海老原委員、鈴木篤之委員、南雲委員、又吉委員、山地委員から所用により欠席とのご連絡をいただいております。

それでは、議事に入ります前に配布資料の確認をお願いいたします。

○吉野企画官 それでは、皆様にお配りいたしました本日の資料の確認をさせていただきます。まず、資料第1-1号といたしまして「核燃料サイクルの政策選択肢の評価について：まとめ（案）改訂版」と題したものでございます。続きまして、「代表シナリオの評価を踏まえた政策選択肢の総合評価（案）」、資料第1-2号でございます。続きまして、資料第1-3号といたしまして「政策選択肢『留保』の意見について（案）」でございます。続きまして、資料第1-4号といたしまして、大部になりますが、小委員会での複数の資料を綴じ込んだものでございます。各原子力比率におけるステップ3の評価」と題したものでございます。

続きまして、資料第2号といたしまして「放射線利用の現状と今後のあり方」と題したものでございます。資料第3号といたしまして「新大綱策定会議メンバーからの提出資料」といたしまして、大橋委員と伴委員からご提出いただいた資料を綴じ込んでございます。また、別刷りでございますが浅岡委員と金子委員から提出いただいた資料もお配りさせていただいております。

最後に参考資料第1号といたしまして「国民の皆様から寄せられたご意見」をメインテーブルのみお配りさせていただいております。更に、定例でございますがドッジファイルに閉じた参考資料を皆様のお手元にお配りしているものでございます。過不足、落丁等ございましたらご連絡いただければ幸いです。以上です。

○近藤議長 ありがとうございます。よろしゅうございますか。

それでは、議事に入りたいと思います。が、皆様から事前にいただきましたご意見の中に過日の報道に関してのご質問あるいはご批判がいくつかありますので、その前に、それについて

私から一言先に申し上げたいと思います。

一部の報道機関によりまして報道された議案の取扱いにつきましては、当該報道記事においても私がそのことについては否定したとありますが、そのとおりであり、私が前回の会合の議題を特定の団体からの注文で変更したことはございません。

この会議でご議論いただくテーマは論点整理の紙にこんなことがあるということを明らかにしてきています。私としては、したがって、事務局にそれぞれのテーマについて議論いただくべく会議資料を準備するようという指示を適宜に行ってきたところでございます。

記事になりましたところのいわゆる地域共生に関する会議資料の準備でございますが、原子力施設と立地地域の共生の今後のあり方に関しては前々回ですか、森田教授に立地交付金についてのご見解を伺った後に、それについての会議資料を準備するべく私自身がメモを書きまして、こんなことについて会議で議論していただくべく会議資料を準備することを始めてくれと事務局に指示したところでございます。

でも、事務局の中の作業はそこで止まっており、私のメモに対するレスポンスは原子力委員からいただいたスコープを拡大するべきとか、ここが重要というご指摘程度でありました。、私としてはどうしてそういうことになのかということも考えました。経済産業省ではご承知のように電力システム改革の議論が開始されているところ、電源立地交付金というのは電力システムの中の非常に重要な要素だと私は認識いたしまして、議事録等も勉強させていただいて、また事務局のお話も伺ったところであります。そうしますと、今回の震災が大規模電源の遠隔集中立地によるリスクを顕在化させた一方で、次世代型の再生可能エネルギーあるいは分散型エネルギーシステムへの関心が高まったということで、それを踏まえていかにあるべきかという議論に論点が置かれているようでありました。

ご承知のように原子力発電所、なにかんと申すべきか、水力、火力もそうだと思いますけれども、こうした大規模電源は、一定の規模の土地を占有して、その周辺地域社会との折り合いをつけつつ設置・運営されつつあるのであって、これまでは政府の規制誘導策があって今日の姿があると理解しますところ、私どもが今後の地域共生のあり方を考える場合に政府の脱原子力依存という基本方針の下で、こうした地域共生のあり方の仕組みを政府は今後どう設計・推進するのかということ、すなわち電気事業者が一方で原子力発電所を廃止する取組みを進めつつ、電力供給市場におけるシェアの獲得を目指して、経営者としての自由な取組みをする、それに全く委ねるという市場原理でいくのか、はたまた政府は自ら定めたエネルギーミックスの実現を目指して、原子力発電事業について言えば、その特性を踏まえた何らかの規制誘導を

行うのか。行うとして、その理念はいかにあるべきかということに深く関わってくるはずなのだと思います。そこが現状どこでも議論されていない、そこでこの準備作業が進まないのかということで、前回のこの会合で、はしなくもと申しますか議論の最後の段階で政府の中ではエネルギーミックスの議論はしているけれども、その実現のための規制誘導のあり方についてどう考えているのかが分からないので私ども苦労していますということをご発言申し上げたわけでございます。

そんな状況ですから、なかなか資料の準備が難しいという状況にあったのですが、それでも、そういうことが関係行政機関から説明なり、課題として提起されていなかったもので、議題にするための会議資料が作成できる段階でもない状況だと判断し、つぎの議題にしないことにし、意見紹介を督促したというのが経緯でございます。したがって、ご指摘に当たることはないのが事実でございます。

実は今日これからご議論いただきます核燃料サイクルの選択肢の議論におきましても、どの政策選択肢を選ぶにしろそれを脱原子力依存の基本方針の下で、それを政策として追求していく場合、どういう規制誘導の枠組みでこれを追求していくのか。新しい枠組みを採用するとしたら、従来の枠組みとどうそれを繋げていくのかというような問題、そういう内容をはらむ問題がたくさんご指摘されるのかな、それが決まっていなくてこの会議どうするのかなど思っているところでございます。

若干議論を先取りしたことも発言してしまいましたけれども、事情はそういうことでございますのでご理解いただければと思います。

どうしても発言したいという方がありましたら、ご発言いただきます。

伴委員。

○伴委員 では、少し発言させてください。非常にあるまじきことが行われていたと、この報道で知りましたが、今、その資料が準備できていなかったからだとということで、私はその証拠がないので委員長がそう言えばそうかというふうにならざるを得ないわけです。しかし、報道内容は極めてリアルであって、金子先生の名前とか私の名前も出てきているような報道になっているわけです。事務局がその資料の準備ができていなかったと言うのですが、ここに書いてあることで言うと問題点の1つはそういう事前の事案が委員全員に配られているのなら、それはそれでいいのかもしれませんが、一部の人たち、電気事業者側とか経済産業省側に配られているとなっているわけです。その中でこれはまずいぞと、今回は見送ろうかという経過になっているわけです。単に資料の準備ができていないから議題にしないという問題なのか、極めて

疑問です。そういうことを具体的に準備しているのは事務局でしょうから、その事務局の方にやはり不信任を提出したいと思います。これは2回目です。何とかその部分は改善する、僕は事務局を全部解任すべきだと書いていますけれども、そういう形でもっとフェアな運営ができるようにしていただきたいと思います。意見です。

○近藤議長 1つだけ申し上げますと、経済産業省は私どもの事務局であります。委員会設置法にそう定められています。関係行政事務に関しては関係行政機関が庶務を分担するべしと。したがって、交付金の問題を含むこと課題については当然のことながら関与していただくことになります。こうしたことは技術小委等の状況でも明らかであり、伴委員、よくご存じのことだと思います。

それから、事務局につきましては前回も構成についての透明性ということで出向の方がいらっしゃることにについては数字を申し上げたと記憶しております。

では、金子委員。

○金子委員 今、森田報告は地域社会との共生のテーマで話し合ったという記憶はないです。事前に報告というか、1つの個人の報告として聞いただけであって、それは会議のテーマとして挙げられていたわけではないと理解しています。

それから、伴委員と重なりますが議題としての資料の準備不足であるという理由付けは、事前に経産省の資源エネ庁と電気事業者に議題に関することが話題として提供されたという記事が本当であるとすれば所管であるという前者の場合でも本来的に今の状況を考えますと原子力安全委員会あるいは原子力安全・保安院に関する国民の不信というのがありますので、しかも事前に、私も浅岡委員もおっしゃっていたと思いますが、原発の再稼働について議論するべきであるということは何度も発言をしておりますので、そういう経緯の中で非常にホットな状況になっているわけです。そこで議論しないのはおかしいのではないかという議論があります。しかも4月中というセンシティブな時期に事前に多くの委員に意見を募っているのではなくて、ごく一部にだけ事前に資料なり議題について相談に行くというのは独立委員会としての役割を損ねると私は思うのです。

既に利益相反委員3名が存在しているということも明らかになっておりますし、もし再稼働を議論する時、立地自治体の首長しかいなくて周辺自治体は存在しなくて、しかも電気事業者及び原子炉メーカーの代表みたいな方がここに出席されている。それで議論をして、何かを仮に決めたとしても、今の先ほど言った安全委員会や安全・保安印に対する評価と同じ評価を我々が受けることになる。

今までのやり方として、しかも事務局には民間企業、つまり電力会社と原子炉メーカーから出向者が多数いらっしゃるということになってしまうと、やはり委員会が持っている国民に対するアピール度というか、そういうものは著しく低下すると思うのです。それを含めて、やはり運営体制というか、独立委員会にふさわしい運営体制について委員長なり委員長代理の方からこういう誤解を避けるためにはどのような形でより高いレベルで信任が得られるか、運営の工夫というものを提案をしていただきたいと思います。それでないとやっても虚しい感じがいたします。今、原発再稼働でいくら保安院が暫定基準を出しても、どんな世論調査を見ても7割以上が誰も信じていないわけです。この委員会が何らかの結論を出すなり、何らかの選択肢を出すということになった時に誰も信じないのに議論をするというのは徒労でありますから、きちんとした具体的な改善策、少なくとも多くの国民に納得されるような運営方式をご提案いただくようお願いしたいと思っております。

○近藤議長　ご意見は理解しました。しかし経産省は事務局を構成する、法律上そう書いてあるので、そこを事務局にしないで別のシステムを我々が作るべきかについては大きな決断が必要だと思います。問題提起は理解しましたので検討させていただきます。

○金子委員　私は思うんですけれども、経産省の方が、あるいは文部科学省の方が事務局にいらっしゃることに文句を言っておりません、提出資料でも。問題は議事を運営する時に例えばBSEの委員会の時には委員自身が議題を選び、委員自身が議案を作っていたんです。そういう委員会の運営のあり方も過去に存在しているんです。事務局は事務局として、それをサポートしていくというのが基本になっていると思うんです。独立委員会というのはそういうものだと思います。

それから、前の時には利益相反問題では近藤委員長は後の時点できちんと明記しますというふうにおっしゃったのでいったん収めましたけれども、重なってきますと問題として委員会の権威を損ねる一連の流れというものが形成されてしまいますので、そこでも何らかの工夫が必要なのではないかと思っています。僕は本質的には委員は入れ換えるべきだと思いますが、時期的な問題もあるとすればいろいろな形をとり得ると思うのです、増員をするなり変えるなり。変えることができないのならば、それに代わる様々な手段がありますのでそうしたことも考慮していただきたいと思います。

○近藤議長　阿南委員。

○阿南委員　私もこの報道にとってもびっくりして。ここに、エネルギーや電気事業者側に示したと、議案を。そうしたら伴さんや金子さんの名前が上がって、周辺には地域を含むのかと追求され

るので議案から外すように強く要請があったと報道されています。こんなことって、この場の議案を議論する時に、そんなことがあっていいのですかと思います。これは極めておかしいですよ。

そして、これは4月24日に提案されるべき議案であったということですが、たしか4月24日はそれまでに何度も浅岡さんなどが指摘されていたような論点整理案については時間がないのでできませんと言われて、ほとんどできていなくて。私はこの日はどうして今国民の最大の関心事である再稼動問題について、それを避けるようにあのような、私の感じから言いますと間延びした議論を行ったのかと疑問に思います。本当に国民の期待に応えていくということならば再稼動問題について真正面から取り上げるとか、そういうことをやるべきであったと思っていて、あの時のことと思った時に、わざとこれを外したと思いました、やはり。そこはちゃんと説明していただきたいと思います。国民の議論と全くずれていて、聞きたいことに私たちは応えていない。それは原子力政策大綱の策定委員会の義務でもあると思うのです。それをなぜ果たさないのかということをやちゃんと説明してください。お願いします。

○近藤議長 私どもの意思決定の場にそういう要請はなかったということ。ましてや伴さん、金子先生が言及された要請なぞですね。大変ひどい言いようがなされたところ、申し訳ないというか大変遺憾に感じているところでございます。しかし、繰り返しますけれども、私がメモを作ってそれを踏まえて事務局で準備するよう指示したところ、出てきたものが準備不足だったので、これでは議案にならないから、各機関に当たれと指示したのです。ですから、結果としてそのメモが経産省に行くのは当然ですが、電気事業者にいったということは私としては不愉快というか、不徳の致すところと思っております。

私はこの会議は再稼動問題にコミットしないということ、ここではエネルギー・環境会議、これは中長期の我が国のエネルギー施策を議論する場に位置付けられていると理解しておりますけれども、ここから原子力委員会が重要課題として付託され、5月中旬までに回答を返さなければならない技術小委の検討を最優先で進めてきているところ、それに関わる様々な情報をここで共有しておくことは重要ということで、関係者の取組、米国の状況を聞いた後に大規模技術開発戦略、フランスの話等を聞くことを計画していたところ、打ち合わせでその準備ができたことを確認し、それを実施したということでございます。

地域共生の問題は先ほど申し上げましたように、私ども是非ご議論いただきたいと思ってメモを作成し、今もメモを改良しているわけですがけれども、案を作るに先ほど申し上げた本質的な問題があるなという認識も強く、どういう会議資料にしようか、あるいは、この課題に対す

る取組を決めるにはそういう問題があるので、政策大綱は政策ではなく、課題をまとめるだけでも十分ということもあるかなと思ったりもしつつ、勿論、これはこれから皆さんとご相談して決めるべきことですが、そういうことも含めて今後きちんと議論すべき非常に重要なテーマだと思っています。当然のことながら。

○阿南委員 確認したいのですが、毎日新聞のこの記事は事実と違うということをおっしゃっているのですね。

○近藤議長 記事でも私は違うとそこで否定しています。私どもの意思決定に対して影響を与えたものはない。私は資料の準備状況と、皆様に講演等をお願いしたレスポンスを手元に議題を決めているということでございます。

○阿南委員 そうしますと、いつも議題を検討する時はこうしていたのではなく、今回だけ特別だったのですか。

○近藤議長 いえ。

○阿南委員 この事業者側に示したとかということは。

○近藤議長 議案、つまり、会議資料は会議の直前に皆様に何らかの形でお伝えしていますが今回話題になっているのは、会議資料ではない私のメモ、つまり、事務局で会議資料を作るための素材です。

○阿南委員 議案を電気事業者側に示したとありますが、こういうことが行われているのですかと聞いているのです、普段。

○中村参事官 議題とはどんなものかというイメージですが、例えば今日お配りしております議事次第のようなものに「議題」と書かれているものがいわゆる議題でして、このようなものについては電気事業者を含めまして策定委員の方々には配っております。例えば策定委員の先生方に対して、会議の前に事務局からお配りしております。その時には八木委員のところにもお配りしていますし、阿南先生のところにもお配りしていますし、大体同時にお配りしております。これが「議題」の話です。議題はそのようにやっています。

それから、今新聞で書かれているものは議題ではなくて、議題において議論のために使う資料でして、その資料を新聞記事は「議題」と呼んでいるのだと思います。

○阿南委員 議案と呼んでいます。

○中村参事官 「議題」と呼んでいるもののことであれば、そういうものは出ていません。議題が外に出るのは、策定委員の先生方に今度こういう議題になりましたというのをお配りすること、その他に事前にお配りするのはプレスに次はこういう議題がありますと張り出しをする

のですが、その時です。

今回の新聞は「議題」と書いていますが、おそらく議題のことを取り上げているのではなくて、その議題が議論となれば使うであろう資料、その資料をどうやって作っているかという話だと思います。議題は出しておりません。

○伴委員 報道は「議案」となっている。だから、中村参事官が言われる公に出てくるような議題のことではないのですよ、多分その前の段階の話だと思うのですが、そういったものが流れていっているということで、流れていくのは電気事業者の出向の方がいるわけだから、当然流れていく構造になっているわけですね。

○近藤議長 議題に係る会議資料は、こんな流れでこんな論点を扱うべきというメモを私がまず作る場合、いろいろな専門家に話を聞くわけですよ、その場合、メモを前に議論する場合がありますし、この部分についてどう考えるかということを知りたいために、メールを送ったりもします。

その時に大事なものは、事務局の書類のコントロールです。そのところについて今回パーフェクトだったかという質問があるとすれば、事務局にはベストを尽くしていただいていると思いますが、メーリングリストのメールのアドレスにいつも使うやつと使わないやつとちゃんとできたかということについては私の指示に急いで取りかかってきちんと管理できなかったということで、これからはしっかりしてくれよということは申し上げたところです。

○金子委員 しつこいようですが。メモのようなものであったり、事前の根回しのようなものは会議なら誰でもやるという言い方ですが、私は近藤委員長と認識と客観的に起きていることとの間にずれがあるように思います。先回も気になったのですが、サイクルコストの比較で政策展開コストを乗せるという話について、委員長も委員長代理もそれが適切であるといふ認識を持っていなかった。恐らく小委員会でもそうだったと思う。ところがメディアに流れているものは政策展開コストが乗ったものだ。それはなぜなのか。

委員長、委員長代理が意図しないでもう一度やり直す結果になったわけですが、委員会をさしておいてそういうことが報道として出てくるということの理由も少しかかわっているのではないかな。つまりごく狭い事務局の間で根回しでやっていることが実は客観的に普通以上に動き始めてしまっている。つまり何か起きている、原発の再稼働問題であるとか六ヶ所の継続度という具体的に今問題になっていることに影響を与えてしまっていることが問題なんですね。近藤委員長が自覚的にそういうことをしていないかもしれない。誰も分かりませんが、していないとしても客観的に根回しのプロセスみたいなことをもう少し公にする必要があるんです。つま

り委員会の運営の仕方として非常に疑念をこの時期ですので、しかも先ほど申し上げましたように既に原子力安全行政機関に対する信頼は地に落ちているわけですから、それを防ぐために、今思いつきのことしか出てこないとすれば、運営についての議題の選定、議案の内容についてきちんこの中から数名を選ぶなりして事前にきちんと協議をしてやるとか、プロセスをしっかりと改善していくようなご提案をしていただきたいと思います。あるいは具体的に検討を約束していただきたいと思います。

○近藤議長 浅岡委員。

○浅岡委員 1つは事実関係ですけれども、これまでの近藤委員長のお話の中でメモをお作りになって、それが回ったということは事実だということですね。それに対して記事の中でハイレベルな活動に影響する等という意見が外部からあった。これも事実なのですか。

○近藤議長 それは私の耳には入っていないことです。

○浅岡委員 ご調査になられて確認……。

○近藤議長 私は調査していません、事務局からはそういうことについては確認できなかったという報告を受けたということです。

○浅岡委員 毎日新聞の誤報であるというご主張なのか、いや、それが分からないのだというご主張なのか、分からないのであればご調査いただく必要があると思います。ご報告いただく必要があると思います。誤報というのであれば毎日新聞には責任を持って明らかにしていただく必要があると思います。これが1つです。

それから、メモのようなものということはいいののではないかというご発想のようですが、私はこうした議事運営をされるについて一番大事なのは準備をされる段階だと思います。その段階でいかに成すべきことを成し、成してはならないことをしないかということが確保される必要があって、今、原子力については原子力安全委員会については全くすべきことをしていなかったということは皆さんが評価するところになって、だからこそ今何かしようと思ってもできない状況にあるわけです。

原子力委員会も原子力政策についてかなりそういう目で見られているのは事実だと思います。本来、政策として入れておくべきことができず、ただただ推進をやってきたのではないかと見られても仕方がない歴史が私に関わっただけでもあると思います。それに輪をかける話にやはりそうであったのかとここでなってしまうと、本当にそれは原子力を一定の期間、ある程度の制約の下で使用していくことがあるということを考えて時に、あり得ないことではないと思うのですが、そういうことをやろうとすることをますますとても困難にしているということだと

思います。だから、何らか推進したいと思われる方がそれをなさりたいと思うのであればよほどの方針変更を外へ示されないと、組織的にも。原子力規制庁を作るかどうかという議論と同じようにこの国の姿について疑問を出されてしまったことだと思います。

その基は電気事業者、電力会社から4人、メーカーから3人出ておられるというお話だけで終わってしまったことがいけなかったとやはり思います。この原子力委員会にどんなセクターがあり、それぞれどれだけの人がいて、どのセクター、どのセクション、どの仕事をしているところに出自者がどのようにいるのだ。それをこの段階で書面で示していただくことが必要だと思います。前にも2回にわたって書面を出してくださいと申し上げましたが、今日、私は一生懸命記憶を喚起し、昔の資料を見て、メモを作って私から意見として資料を出しているところではありますが、お返事いただいたのが14回だったのでしょうか。4人と3人、これにておしまいという感じで終わられたことは誠に今日に禍根を残していると思います。

それから出自という方について、報酬は誰が払っているのか明らかにしていただく必要があると思います。そこでは一連に見せる見せないという、当然ながらそれぞれの出身の方々、この委員の中にもその関係者がいらっしゃると思われませんが、繋がっている。最初の議論の準備の段階でそういう方々とだけやっている。この委員の中でそういう方々とだけ誰か分からないけれどもやっているということがあるかもしれない。そういう中で私どもは遠くから来ますから、本当に一日棒に振って何度も何度も同じようなことを言って何をしているのだろうか。誠に虚しい思いを重ねているのが1つです。ですから、この点については前も私は書面で要請しておりますけれども、今回の事態に対して私は近藤委員長の責任において調査の上、透明性を示しましたと。これで公正な運営ができると考えていますと言われるのか。これには問題があるから、このように改めますと言われるのか。次回までには出していただくことが必要だと私は思います。お願いいたします。

それから、この議案が変わったということについて、私は変わったと思います。というのは、変わってきた経過の中で大変大きな影響を与えたに違いないと思いましたが、この記事を見て。今日私が意見を出したのは第10回、去年の12月、この議論をし始めてから18回まで、どのように何を議論してきたのかということで私の関心から気になったところをまとめました。この論点整理案というのは本日配られておりませんが、いずれどこかでこの大綱の中でまとめたものとして、合意であるのか。全部が合意事項になるのか、意見の併記になるところがあるのかよく分かりませんが、そういうものになるたたき台だと思います。そのことについて、ここ3、4回全く議論をする機会がなかったのです。なかったのですが、毎回変わっていったので

す。誠に不思議なことです。変えて事務局から出されて、あと5分ですという時まで他のことをされている。しかも毎回変わるのです。

変わり方の中で私が一番不思議になったのは前回のものであります。第17回の時です。誠にびっくりしたのは、その前の時に各人の意見を個人の名前を付けて出した。その前は委員から意見があったと書き、その意見が誰の意見か分からないから確認できないということになり、16回では意見を個々何枚も書き確認しつつやった。そのことと別に、それまでの議論の中で一定整理していた、誰の意見とかいうのではない項目だけですが、十数行の記載がずっとありました。全部消してしまったのが前回です。1ページ、2ページまではある。4ページまである。その後は全部赤線を引いた。なぜこんなことをしたのか。委員ではなくて、ある意味ではこういうことテーマがあるのではないかという書き方ではありますけれども、一応はちゃんとした論点として整理した、そういう記述だと思いましたがけれども。これが全部削除されて、なぜこんなことをしたのか分かりません。

その削除された中に国民の信頼の醸成という中で1つはこの審議会のあり方をどう変えるのか。見え消し版で言えば8ページのところです。そこに利益相反委員は排除すべきではないかとか、利害関係者を構成に加えるのはどうかとか、そういうことが書いてあるのに消えているわけです。

なぜこれが入ったかという、前回から言っていますように、前、寄付問題があって議論になった時に、収める時に近藤委員長はこんなことを入れますと言って入ったものです。それが消えたんです。

そして、更に地域との共生という部分につきましても、自治体との間の信頼関係の再構築という、今まさに議論になっているようなところの基になるお話です。ここも含めて、この2つを加えて、その場をこれにておしまいとされたとは思いました。それを全部消してしまわれた。議論を振り出しに戻すようなことをする理由はどこにあったのかご説明はなく、議論の時間もなく、一体これからどうするのだろうと。

だから前回の資料4というのは、17回も議論をしてきた委員会において、しかも論点整理としてではなく選択肢を出していくことについて、もう間近であるという時に委員を順不同的にランダムに並べただけのものを出す。こんなことをなさるのが事務局であればお給料を払ってやってもらう仕事だろうかと思うようなことだったとは思いました。どうするつもりだろうと。その結果、この報道を見まして、本当にそうだったのかと思いました。こういう議事運営を委員長はご存じないとは思えないと思います。どうしてこれを消したのかについて、私は

説明してもらいたいと思います。この点が1つです。

それからもう1つ、この3、4回の論点整理の中で1つのブロックがあっちへ行ったりこっちへ行ったりしました。それが今日私の意見の中で指摘をしている部分であります。この意見分類の1、2、3、4と書いてあるところ、これを1、2、3、4としまして主要な政策課題と名前だけ掲げて、「なお」と書いているもの、見え消し版で言えば4ページの下のところです。前回の資料のです。この部分がある意味で議論の集約のように一度書かれ、それが個人の意見のように書かれ、しかし誰の意見が結局分からないから、またこちらに戻し、というふうに行ったり来たりしているように見えるのですが、この間で何があったかといいますと、結局のところ、これは基本問題委員会とこの委員会との仕事のすみ分けの仕方です。ある時は都合よく原子力委員会を使い、ある時は都合よく基本問題委員会を使い、またある時はこうしている。そういうことをしたいと思われる気持ちが、そのタイミングがあっちへ行ったりこっちへ行ったりしているというふうにはしか見えないんです。とりわけ基本問題委員会の仕事だと言っているようなエネルギーミックスの部分について、その基になるものはいいますと意見分類1、2、3、4と。この1がまさに35%という基本問題委員会のそこに繋がっていったわけです。近藤委員長はここで私は仕事について自負しているとおっしゃった。基本問題委員会にこれだけの影響を及ぼしましたというようなことをおっしゃった。ご感想を吐露されたことがあって、よく分かりましたと思いました。

今日の私の意見書の5ページの上のところは前回の基本問題委員会が出された原子力比率、それから稼働率の関係、ここは原子力比率ですが、稼働率関係で設備容量との関わりも出てくるということでもあります。これがようやく基本問題委員会が出てきて選択肢をどう考えるか。原子力比率の35%とか25%とか、これは一体何だという議論をずっとしてきていることを事務局としてようやくちゃんと整理して出してきたのが4月26日になっている。でも、この委員会でそういうことをしなくてはいけないと申し上げたのはもう2か月も前です。その間にそれをして、どういう選択肢があり得るのか、国民の付託に応えるような政策議論をするには何を議論しなければいけないのかということをやすべきだと、私はそのためにずいぶん時間も割き、紙も使って、ページ数もとって、たびたび申し上げてきたのですが、一向に釈明をなさらないままボヤッとした比率を、1、2、3だったものを1、2、3、4にされて、それがこの委員でもある山地委員から基本問題委員会に35%ということをやられて、その間の10から15%という原子炉等規制法を政府の方針として尊重するのならばこうでしょうという話を採用するかどうかについて、とても無駄な時間を費やし、中央環境審議会でも同じ議論

をしまして、全くそのために産業界からの委員の皆様はこの基本問題委員会の専権事だからそこに口を出すなということ、そのために2回も3回も無駄な時間を使いということをしてきたんです。

私が申し上げるのは、本来ここでやるべきことは今私もメモに書いておきましたが、やるべきことはやるべきだと何度も申し上げてきたのですが、されずに2か月ほどこうして無駄をし、他の委員会でもそのために無駄であり、余分なことをし、せつかくの議論も、あるいは試算も十分生かされない、反映しきれないものになってきてしまっているなという意味でとても禍根を残しています。この轍をもう一度踏まないようにするというためにやりきれないところ、その課題を書いておきましたが、6ページか7ページです。そこはちゃんとやられると、それも早い時期にということをお示しいただく必要があります、その議題をまとめるについて整理がつかないのであればつかない整理をどうしようかということ、ここで議論すべきであって、今まで事務局の皆様の仕事ができるまでじっと待っていますということをする必要は全くないと思います。

今日は前回の議題をどうするか、議案をどうするかという話のところ、特に再稼働の地域はどの地域なのかということ、この議論を2か月、3か月にわたってここで、毎回私は申し上げたと思いますが、その議論を巡っての報道でありましたが、この委員会の議事運営の問題としてはそれだけに止まらない、あと2点も3点も重要なところであるのだ。だから、私は非常に不信感を持たざるを得ないし、国民的にも非常に疑念を持たれているのだということだとご理解いただきたいと思います。それに対してどのような対応をするのかをお示しいただきたいと思います。

○近藤議長 ありがとうございます。ご提言については検討させていただきます。それから、論点整理の紙につきましては、縷々申し上げたと思いますが、いろいろな意見をまとめた上で、主要論点はこんなことかというサマリーのセクションを作っていたことについて、それが事務局の恣意的なものになっているのではないかというご意見がありました。それは、それにコメントがいただけると会議資料を作る参考になるかと思って書いてきたのですが、皆様からご支持いただけないなら外すかと考え、外すように指示しました。なお、次第にそれぞれに個別のテーマで分類した論点についてテーマ毎に課題として整理して議論する段階に入り、実際、そういう審議もはじめましたので、今後は、これを意見集として綴っていくという方向で整理するように事務局に指示した結果として、おっしゃるような姿になっています。その作業のできがよくないとのご指摘は甘んじて受けます。私も事務局にはもっと工夫するように指示しまし

たが、改めて指示します。

それから、再稼働問題は官邸マターであり、ここは中長期的課題を議論する場ですから議論しないということを何回も申し上げております。それから、おっしゃるように中長期の展望については中環審でも苦勞されていることについては理解いたしますが、それについては総合エネルギー調査会基本問題委員会で議論すること、それはエネルギー・環境会議が仕事の分担としてそうお決めいただいているので、各審議会はそれぞれの職責を果たすということになっているのです。ここで、原子力委員会はこのことについて自らの見解を示すことがあってしかるべしというご意見をいただいておりますけれども、現実には、政府においてそういう役割分担であり、しかも、委員会は今のところ小委員会を設置しての宿題をこなすことに時間を使ってきたというのが正直なところでございます。

しかも、この取組が一段落すると、そういうことの国民的論議が始まるわけです。その間、委員会はこの論議に参加しないといけないこともあり、この会議をどうするかということもこれから考えなければならぬと思っております。

○浅岡委員 それでは確認させてください。今の論点整理というのは、前回出されたような各人からこういう意見がありましたという、そういう意見集になさるのだ、この方針なんですね。

○近藤議長 はい。

○浅岡委員 最終的にその方針だと。

○近藤議長 はい。

○浅岡委員 それにつきまして、前のところにつきましては私が今申し上げましたような「主要な政策課題について」という、このなお書きのところ、私は意見ではない形でまとめることについては省略できないということの理由を多々書いておりますから、これについては同じように取り扱っていただきたい。矛盾する話だということ。

○近藤議長 はい。

○浅岡委員 ということは、核燃料サイクルについても同じようなことで各意見があるということとまとめる。これからの議題のサイクル問題も同じように、ここに書いてありますような個人の意見がいろいろありますという意見集としてまとめるということですか。

○近藤議長 意見集は意見集としてまとめるということです。

○浅岡委員 では論点整理はどうするのですか。

○近藤議長 今日の議論は今日の議論の成果としてまとめていく。この会議でこういうことについてこういう意見がありましたと参照できる資料を作ることと、それから特定のテーマにつ

いて今後かくあるべしとか、こういう課題があるという資料を作成して議論してことについては、先例で言えば高レベル放射性廃棄物処分についてはそういう紙を作り、ご議論をいただいて選択肢A、Bも含む紙にして再びご議論いただいたところです。

○浅岡委員 それは事務局の資料としてお出しになったということですが、それに対するこの委員会の審議の結果というものは、前回で言えば「重要課題の整理」、資料4というのでありますけれども、単にこういう意見がありましたということをごとと並べたものだけがこれになるという、重要政策課題の整理というのはそういうものである、こういう理解でいいのですね。

この各自の意見ですが、結局は何らかの形でおまとめになるということをお考えなのでしょうか。

○近藤議長 ですから、皆様からある分野について様々なご意見をいただいたものを踏まえて事務局としてこの分野については、例えば高レベル放射性廃棄物処分の今後の取組みについてはこういうことかということについていわば案をお示しして、こういうこととこういうこととこういうことに配慮しながら今後はこういうふうに進めるべきだということについて案をお示しし、ご議論をいただいたという段階であるわけです。今後は議論をふまえて政策大綱の一部とする案を用意して再び議論いただくつもりです。。

○浅岡委員 ちょっとよく分からない。これまでの議論の重要政策課題の整理というたびたびやってきたこと、これは前回出されたようなスタイルで個人の意見をただランダムに並べるだけのものをお作りになる予定だと、こう聞いてよろしいのでしょうか。

○近藤議長 そうではないです。「高レベル」のような紙を作ることが最終目標です。

○浅岡委員 全体についてですか。

○近藤議長 全体についてです。

○浅岡委員 では、なぜこれまで論点として記載をし、これを削除せえという意見があったということがないところまで、例えば先ほど申し上げたようなシンキカイの今後のあり方とか、立地地域との信頼関係の再構築のためのこれこれとか、なぜ削除されたのですか。

○近藤議長 それは削除していないと思いますけれども。

○浅岡委員 全部赤字、全部削ったんですよ。誠に不思議な文章になっているんですよ。

○近藤議長 意見集が出来が悪いというご指摘は甘んじて受けます。これからはご意見はご意見として綴じる。それから論点を抽出してテーマごとに紙を作っていくということです。

○浅岡委員 これだとこの審議会のあり方についての論点すら消えたというふうに。

○近藤議長 そうだとすれば大変申し訳ない。間違えです。チェックしなければなりません。

○浅岡委員 でも、そんなためにこれに意見を寄せると、今日のお昼に出して、夕方まで寄せという形でやってこられたのですから、本当にこれ最後はどうかさるのだろうか。そこで最後のバタバタしたところで時間がないまま、対応する時間もないまま何となくここで何かが決まりましたとあって、また原子力委員会からの意見ですとあってあちこち持っていかれるということになるのは、前回の基本問題の時も私は本当にそう思いましたが、とても心配です。

○近藤議長 その点はお詫びします。これから、そうならないようにさせていただきます。

○浅岡委員 前回の資料の作り方は今回の報道とびったり合って、全て消してしまったというふうにはしか見えない対応だと私は思います。

○近藤議長 意見集のご指摘、分かりました。それが抜けるはずがないと思っておりますが、私の注意が不十分であったのだと思います。

それでは、ありがとうございます。いくつかご注意、提言をいただきましたので、それぞれ検討させていただきます。

それでは、議題に入ります。核燃料サイクルに関する検討状況について小委員会委員長の鈴木代理からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○鈴木（達）委員 それでは、資料1-1を見ていただきたいと思います。最初にお断りしなければいけないのは、予定では昨日の検討小委員会第14回でまとめを行い、本日はその報告をするということだったのですが、既に報道されていますようにまとめの議論がもう1回必要になりまして、今日はそのまとめ案のご説明と、昨日の議論の要旨をお話する。もう1回やって、もう1回報告させていただくということになりましたので、それをまずお詫び申し上げます。

では、1-1を開けていただいて、1ページ目からは経緯ですので復習です。技術的な選択肢についての報告と、それから核燃料サイクルの経済試算については報告済みということでありまして、核燃料サイクルのオプションということでステップ1、2、3というのを作りました。これが2ページです。ステップ1、ステップ2で、ここで技術の選択肢の特性と政策選択肢の定義及びステップ3に入っの重要課題まではたしかご報告させていただいたと思います。それから、それぞれの政策選択肢について総合的な評価を行うということで今回報告させていただくということ。

3ページに政策選択肢とシナリオがいろいろ出てきて、あるいは技術選択肢という言葉も出てきまして複雑になりましたので、もう一度政策選択肢の定義を検討小委の皆さんでご議論いただいて、分かりやすいように再定義したのが3ページです。全量再処理政策は、使用済燃料

を全て再処理し、ウラン・プルトニウムを再利用する。それで高速増殖炉、高速炉が将来実用化されることを前提とするというのが全量再処理であります。

分かりやすいのが一番下の直接処分政策で、使用済燃料は全て処分する。FBR/FRの選択肢は存在しない。

真ん中、これがちょっと分かりにくいところですが、両方いずれも可能とするという定義にさせていただきます。FBR/FRについては将来の不確実性に対する有力な選択肢として位置付けるということ。こういう定義の下で定性評価、定量評価をしようとする、これでは評価できないので代表シナリオというものを具体的などというプロジェクト、どういう時系列に物事が進むかというのをそれぞれの政策選択肢ごとに作りましょうというのでシナリオを定義いたしました。これで現実的なデータに基づいて定量評価をする。これは5ページ以降に入ります。

6ページは、それを考えるために作ったチャートであります。それぞれの政策選択肢において短期、中期、長期でどういう選択肢に分かれますかということ的概念的に描いたものです。短期は大体5年程度。中期が今度のエネルギー基本問題委員会の基準になっている2030年頃まで。長期はそれ以降ということで考えております。

7ページからは、その代表シナリオを絵と文章で書いてあります。全量再処理の代表シナリオは基本的には現行のシナリオどおりということになっております。再処理・直接処分併存の代表シナリオ、8ページの方は現存の施設を用いて再処理をするけれども、それ以外の使用済燃料を貯蔵し、その取扱いについてはあとで決める。直接処分の選択肢を実現させるための研究開発を行う準備を始める。それから、FBRとFRについては実用化を判断するために必要な研究開発をするというふうに1と2で分けましたということであります。

3番目は、9ページ、これは分かりやすく、全ての使用済燃料を貯蔵して将来処分するというので、再処理や燃料サイクルの活動は中止するということでもあります。

それから、10ページに入りまして、実際にどういう原子力比率で計算したかということですが、ここから資料1-4を見ていただきたいと思います。この定量評価については原子力比率ごとに3つのケースで最初は考えておりましたが、前回ご議論いただいたご意見とエネルギー基本問題委員会でも15%のケースを行うということで原子力比率15%を加えた4つのケースの評価のまとめがこの資料1-4であります。

これを例として、多分一番可能性が高いというか、一番分かりやすいというか、議論になるところの原子力比率Ⅱの20%、それからあとで15%のケースもご紹介しますので35ペー

ジを開けていただければありがたいと思います。ここでどういう仕事をしたかということの説明させていただきますと、まず評価軸と申しますか、評価項目についてご議論いただきまして、7項目にまとめさせていただきました。7項目についても短期的に重要な課題と中長期的に重要な課題の2つに分けまして、7項目についてそれぞれの項目でそれぞれの選択肢をそれぞれの原子力比率において評価するということを行いました。これは概念的にはややこしいのですが、すみません、資料1-1の11ページに表があります。それぞれの原子力比率で①②③のシナリオを横で比較するという作業を行いまして、原子力比率Ⅲの場合は直接処分しか可能性がないだろうということで、Ⅲの場合だけ全量直接処分のシナリオだけ評価しております。

もう一度1-4に戻っていただいて、37ページからそれぞれについて、それぞれの評価軸でどういう評価あるいは課題があるかということができるだけ定量的な数値が得られるものはその数値を入れていって評価させていただきました。例えば39ページですと使用済燃料の発生量と貯蔵容量を比較して、どれだけ貯蔵容量が必要になるかということについてグラフで示す。これを各比率で計算しております。

それから、41ページではプルトニウムの在庫量がどういうふうに移るかということもシナリオごとに評価させていただいております。それぞれの評価軸でそれぞれの選択肢の評価と、それから共通事項という項目がありますが、これはシナリオに関わらず共通に核燃料サイクル施策として重要な課題について共通事項として上にまとめてあります。

ずっといきまして、45ページからは非常に短期的には重要と思われる政策変更した場合の課題、あるいは政策を実現するための課題ということを中心に詳細に書かせていただいております。これがずっと最後の50ページまで続いておりまして、ここが一番ボリューム的にも多くなっております。

それから、51ページから中長期的な課題で、特に皆様にご注目されると思われる経済性について1、2という2つの手法で計算をしております。これが誤解をいろいろ招いてしまったことについて前回お詫び申し上げましたが、最終的には経済(1)、これは2030年までに発生する使用済燃料を全て再処理するか、処分するか、あるいは一部併存ということで一部中間貯蔵後処分するという、この4つについて総費用を計算する。その場合に過去に発生した建設費あるいはそれに伴う費用については共通なので加算しないという前提で計算し直したものがこの経済性(1)であります。これを見ますと、この下に書いてある合計値が新聞で報道されている最終的な総費用ということでもあります。

経済性(2)の方はどういう計算をさせていただいたかということ、現在の積立金制度と同じ

ように40年間、同じく2030年まで発生する使用済燃料を再処理及び処分した場合に電気料金に算入した場合にどのようなコストになるかをまずkWh当たりのコストを経済性(2)で計算させていただいて、それを2010年から2030年までの20年間で消費者として負担する費用はいくらになるのでしょうかということで、2010年から2030年までの発電量を掛けたものというのが経済性(2)の数値であります。

この数値は、いわゆる過去の費用でありますサunkコストがシナリオ1や2には入っていますが、シナリオ3には入っていない。一部しか1、2は入っていないですね。そういうことでややこしくなりました、シナリオ3に追加となる費用を足してしまうような計算をしてしまったことが誤解を招いた。経済性(2)の57ページの表が誤解を招いた表であります。表現をきちんと直したいと思っております。

もう1つ56ページには政策変更に伴って追加の可能性のある費用ということも計算させていただきました。これは使用済燃料を返送する可能性だとか、そういうことについていくらかかるかということについても可能性として書かせていただきました。

経済性はそういうことですが、あと中長期的には他にもエネルギー安全保障とか、これは主にウランの節約量ですね。それとか放射性廃棄物の発生量、高レベルと低レベル、いわゆる地層処分と地層処分以外のものとか、できるだけ定量的に計算させていただきました。

最後に63ページに選択肢の確保という評価項目がありまして、開発の柔軟性、政策変更への柔軟性ということは重要な課題であろうということで、これについての評価もさせていただいております。

こういう評価を各原子力比率ごとにやりました、15%の数値もちょっと出ておりますので、69ページ以降、ここで最新の数値ですが、原子力比率Ⅱ'ということで設備容量は20GWに相当しますが、これでの評価をそこから70ページ以降、新しく付け加えさせていただいております。

ちょっと変わったところとすれば73ページになりますが、六ヶ所再処理工場の運転状況が15%の場合にはフル稼働ではなくて、少し稼働率が落ちることが分かったということでもあります。

あとは同じような計算結果を示しております、そういったものを踏まえまして、資料1-1の12ページ以降にそれらを各シナリオでまとめたものが13ページ以降になりますかね。それぞれの評価軸でまとめてみたものがこの資料であります。

14ページは使用済燃料管理貯蔵、これは原子力比率に関わらず同じような課題あるいは評

価ができるということでまとめて書いてあります。

15ページが続いて原子力比率Ⅲだけは特別に直接処分への変更となりますので、課題が新たに出てくるという評価になっております。

16ページは国際的視点の中のプルトニウム利用（在庫量）の問題で、これも原子力比率Ⅲの場合はMOX工場がないということでありまして、海外におけるMOX燃料スケジュールによっては2020年まで燃焼しきれない可能性があるということが書かれております。国内に在庫しているプルトニウムへの正しい対応が必要であるということが原子力比率Ⅲの場合には挙げられております。

それから、17ページでは国際貢献という評価で核燃料サイクルを持っていることによる独特の位置付けを持つ国としての国際貢献が期待されるという評価が、特にⅠ、ⅡにおいてはなされるけれどもⅢにおいては比較的限定される。ただし、Ⅰ、Ⅱにおいても従来の一国主義という考え方を改めるべきだという意見もありますし、シナリオⅢにおいては再処理をやめるということによって核拡散防止に貢献できるとの意見もあるということで、そういう意見も併記させていただきました。

18ページでは核不拡散、核セキュリティへの影響ということで、再処理をすることによってプルトニウムの取扱量や総量を増えるというのがシナリオ1、2の場合であります。シナリオ3の場合にはそれが減るわけですが、現存しているプルトニウムがありますので、それへの対応は当然必要であります。

それから、使用済燃料についてはプルトニウムが含まれているので長期貯蔵の間とか、地層処分した後に国際的な規範に則る必要があるということを書かせていただいております。

19ページ、国際的視点の中で問題となったのは、日米原子力協定が2018年に改定の時期を迎えるということで、時期的には比較的近い問題として、それぞれの比率でこの問題に対応する必要があるということを書かせていただいております。

20ページ以降が、先ほどもかなりボリュームを割いて評価させていただいた政策変更に関わる課題ということで、特にシナリオ3の場合には六ヶ所再処理工場が中止になるという場合の課題についてここでまとめて列挙させていただいております。

21ページにもシナリオ2において使用済燃料の将来の取扱いが不明瞭になるということであるいろいろな課題が出てくるということを書かせていただいております。

22ページからは中長期的な課題ということで、経済性、総費用の問題ですね。これは先ほどの数値を見ていただいても分かりますように、どの原子力比率においてもシナリオ3、直接

処分が最も安いという可能性が高いということになっております。その差は3兆円から2兆円であろう。それから、シナリオ3においては使用済燃料の貯蔵場所を確保できない場合の費用は大きな費用が発生する可能性があるということも書かせていただいております。

それから重要な課題としていずれの場合でも先ほど申しましたいわゆるサンクコストとして約3.6兆円が存在するということは重要な点として留意する必要があるということは書かせていただきました。

24ページ以降はエネルギー安全保障です。これはウランの節約ということで、当然再処理した場合には節約効果があるわけですが、これは原子力比率が低くなると当然、そのメリットは相対的に小さくなるということでもあります。

25ページは特別に加えられています。我々は参考資料として核燃料サイクルの長期的な影響を2030年で見るとはちょっとまずいだろうということで、2030年以降も専門家の方に計算していただきまして、特にエネルギー安全保障、資源節約の面で2030年以降の数値を出していただき、原子力比率Ⅰ、Ⅱにおいてゼロにならない場合には、ある一定規模で原子力が維持される場合にはFBR導入の価値は存在するというを数値で一応検証させていただきました。

一方で、原子力発電でいずれゼロになるということが分かった場合にはFBRの導入の必要性はなくなるということもこの2030年以降の分析で明記させていただいております。

最後に廃棄物の方ですが、これの一番大事なところはいずれのシナリオを採用しても最終処分、いわゆる地層処分施設の立地建設が不可欠であると。シナリオにおいては直接処分が導入されると最終処分の、特に地層処分上の面積は広がる。約2.6倍と書かれていますが、それぐらい広がります。

一方、低レベル廃棄物についてはそれほど差はありません。

それから、いわゆる公衆被ばくということで言えば廃棄物にプルトニウムが含まれていてもそれほど大差はないのですが、これまで直接処分についての説明をあまりしてきておりませんので、国民の理解を得る努力は必要であるということを書かせていただいております。

それから、廃棄物についてはFBR/FRが実用化されるという前提であればシナリオ1においても原子力比率が下がってきても価値はあるということも26ページの最後に書かせていただいております。

最後の柔軟性のところも同じような文章になっておりまして、これが代表シナリオの評価、まとめということで、これを基に資料1-2を見ていただきたいと思います。代表シナリオの

今の評価を踏まえた上で、もう一度政策選択肢の総合評価をさせていただいたというのがこの1-2の資料であります。政策選択肢の定義は先ほどのものですが、これではイメージがはっきりしないということで、当面のプロジェクトの進め方ということで、2ページにそれぞれの政策選択肢の先ほどの代表シナリオをここで書かせていただいております。これをイメージしながら、その評価を頭に置きながら総合評価を3ページからそれぞれの比率において評価したものです。この作成に当たっては各検討小委のメンバーの方々に紙面でご意見を出していただいております。それらを基に現時点ではまだフルの文章になっていないのですが、箇条書きでできるだけ委員の皆さんのご意見を反映するように書かせていただいております。

それぞれの原子力比率において、例えば一番意見が分かれると思われる5ページ、原子力比率Ⅱのところですが、当面の政策1（全量再処理）、併存、それから直接処分についてどういふ評価がなされるかということを書かせていただいております。

最後は、8ページ以降、ここからが最後の評価になるわけですが、まず我々としては検討小委の皆さんからはどのシナリオを、どの政策を選ぶにせよ核燃料サイクル上重要な課題については積極的に取り組む必要があるということで、その課題をここでは今6つまとめさせていただいております。1つ目が使用済燃料貯蔵能力の増強をサイト内外で進めていく必要がある。日米原子力協定等の国際的課題への対応をやらなければいけない。高レベル廃棄物の最終処分施設の立地促進。それから、国、地方自治体、事業者の責任分担のあり方。それから、どのシナリオになるにせよ基礎基盤研究の継続が必要である。将来、政策変更がある場合の備え。というのは今回明らかになったのは政策変更する場合の非常に大きな課題があるとなかなか政策変更はできないということでもありますので、将来はそういうことがないように備えるべきだといふご提案をいただいております。

最終的な総合評価は9ページからです。ここで断りしなければいけないのは、原子力比率Ⅰ、Ⅱ、ⅢでまだⅡ´、いわゆる15%についての評価がまだなされておられませんので、それはもう1回次回やらせていただきます。それらを踏まえまして、9ページから総合評価です。

ここは政策選択肢を総合的に見た場合にどういふ特筆があるかということと、その政策選択肢を実現するにはどういふ課題があるかということをやはり過剰書きで書かせていただいた。政策選択肢1の全量再処理については短期的な政策変更の課題はほとんどなく、中長期には使用済燃料の問題や放射性廃棄物問題、資源節約の面からは最も有力と思われる。ただし、経済性では劣る。

それから、一貫性があるが政策の柔軟性は限定されるという特筆がある。

将来の発電規模が不透明な場合、ここで言われているメリットは当然不透明になるということです。

この政策を実現するための課題としていかに書かれているようなことが重要課題としてあります。それから全量再処理路線を継続する場合でも将来の柔軟性を向上させるための施策として直接処分についての研究開発の直接が必要ということを委員の先生方からご指摘をいただいたので、ここに書かせていただいております。

10ページは、併存政策の総合評価であります。短期的には政策変更に伴う課題が生じるわけですが、一方では将来の不確実性を考えますと政策の柔軟性があるということから最も優れているというふうに評価させていただいております。

一方で、政策実現のための課題として政策変更に伴う課題、それからFBR/FR、それから直接処分技術の確立のための研究開発をどうするかということについて10ページに書かせていただいております。

11ページは、直接処分の総合評価でありまして、この場合は短期的に原子力がゼロになるということが明らかになった場合には最も有力である。ただし、政策変更に伴う課題が一番大きいということを書かせていただいております。もちろん経費も一番安いということです。

実現のための課題は主に政策変更に伴う課題だということです。ここでも将来の不確実性を考えて柔軟性を上げるために、特に廃棄物処理処分技術として高速炉及び高度再処理技術の研究開発は継続すべきだというご意見がありましたので、ここに書かせていただきました。

これらが総合的な評価ですが、昨日ご議論をいただきました中の1つに、1-3の資料を見ていただきたいのですが、1、2、3の選択肢を今選択しない、決定しないという意見として留保というのがございまして、これについて昨日議論させていただいたということでもあります。

留保の定義ですが、留保は2つある。これが1ページ目です。いわゆるWait & Seeと呼んできたのですが、今回ご議論いただいた中に意思決定を留保し、意思決定を留保するというのは現在不確実な情報を見極めるために活動は継続するけれども、意思決定はおいておくというものが最初です。

もう1つは、活動を全部中断するというモラトリアム、この2つに分けて考える必要があるということで、この2つのご提案をいただいております。

現実に留保した場合には確かに不確実性が減るという面でのメリットがあります。それから、政策変更への課題を解決するための時間を確保するというメリットも挙げていただいておりますが、一方でデメリットとして留保におけるいろいろな課題もあるということです。

現時点で、ここでは六ヶ所再処理計画の進展を見極めるということをまず例に挙げさせていただきました。というのは、この問題が今までの検討小委では一番議論になったわけですが、ここが一番重要ではないかということで、3ページからはその決定留保についての中身としてどういう情報が重要なのかとか、留保した場合にどういうことが起きるかということを書かせていただいております。

4ページは、モラトリアムの場合の記述であります。

5ページ以降は参考ということで、実際に六ヶ所再処理工場の稼動が5年遅れた場合どういふことが起こるのかについて資料として付けさせていただきます。特に、使用済燃料の問題とサイクル関連事業の停滞に伴う費用の発生ということで年間約1,100億円という数値を試算として出させていただきます。

この留保の扱いを巡りまして、昨日意見がかなり出まして、次回ではこの留保の中身と、それから留保の取扱いを含めて、もう一度総合評価の文章を精査し、最終報告として作るというのが現在の予定であります。以上で報告を終わります。

○近藤議長 どうもありがとうございました。ただいまの説明に対しましてメンバーから補足されたい方は、よろしいですか。

それでは、どうぞご議論を。発言希望の方は札を立てていただければと思います。

○三村委員 サイクルの話ということでございましたが、いわゆる原発協、原子力発電関係団体協議会の代表という立場も踏まえましての発言をさせていただきます。私ども日本国におきましては昭和31年に原子力開発利用長期基本計画を策定して以来、多くの難局に直面しつつ半世紀以上にわたって一貫して原子力発電、核燃料サイクルの推進を基本政策としてきたと認識しております。

前回であります、平成17年のこの同じ大綱の策定におきましても今回とほぼ同じように使用済燃料の取扱いについてシナリオを定め、10項目の視点から総合評価を行った結果、責任を持って核燃料サイクル事業を推進するとされたところでございました。

原子力発電の立地道県が原子力発電、核燃料サイクル事業に協力してきましたのは、この事業が国のエネルギー政策に沿う重要な事業であり、エネルギー資源に乏しい私ども日本の国にとって中長期的な国家戦略であるという基本認識がお互いにあったからでございます。

私どもの立地地域それぞれの長年にわたります理解、協力の下において国民生活の安定、つまり日常生活が電気エネルギーの欠乏ということを感じることなく便利に、あるいは快適に営まれ続けてきたということもまた忘れるべきではないと私どもとしては考えております。

次に、私ども青森県の事情を申し上げます。青森県が国、事業者の要請を受けMOX燃料加工施設や中間貯蔵施設等の新たな施設を受け入れましたのも、核燃料サイクルは国の基本政策であり、中長期的にぶれない確固たる国家戦略である旨、関係閣僚にいくどとなく確認した上で苦渋の決断をしてきたものでございます。簡単に資料の中に取り上げられているわけでございますけれども、そう簡単にきたものではないことをご認識いただきたいと思います。

国家として決定した政策、取り交わした約束ということは確実に守られるべきであるということ、それはけっして、申し上げたいのですが、立地地域それぞれのエゴではなく共通の思いでございます。また、国家として国民に対して果たさなければならない責任でもあると思います。国策であったとしても地域の協力なくして進めることはできないものであり、地域との信頼関係がなければこの立地というものは進まないことを改めて申し述べたいと思います。

また、使用済燃料の管理、貯蔵は全てのシナリオに共通する喫緊の課題ということでございますが、むつ市の中間貯蔵施設の建設に至るまでには約10年がかかっております。今後国内のいくつかの地域において中間貯蔵施設を立地し、使用済燃料のこの貯蔵容量を急激に増やすことは非常に厳しいものと考えるところであります。むつ市の場合、取り上げていただいているわけでございますが、再処理の確約の下での中間貯蔵というものであることを念のため申し添えておきます。

また、直接処分ということでございます。私ども日本の国ではこれから概念そのものの検討や研究開発が進められるものであり、実用化に至るまで今後検討すべき課題が多いものと考えるところであります。直接処分はあくまでも将来の不確実性への対応という視点からオプションの1つとして研究を続けるという段階のものであると認識するところでございます。

また、本日の資料集の1-1でございますが、「核燃料サイクル政策選択肢の評価について：まとめ（案）」の20ページ、この20ページがいろいろ関係あるのですが、政策変更に関わる課題につきましては要点が簡潔にまとめられていると思います。しかしながら、これらのリスク、課題の一部については単に起こり得る可能性があるというよりは、国策の変更に伴い確実に果たしていただかなければならない地元との約束であるということをご認識いただきたいと思います。

また、このことにつきましては単に青森県との個別の約束という問題ではなく、国家と国民との約束であって、国民全体が共有すべき課題であり、国・事業者が責任をもって解決しなければならない問題であると考えるところであります。

留保案というものでございましたが、これはこれからの議論ということでございましたが、

当面判断を留保し、数年後はどうなるか分からないというお話でもございました。そういった不透明の状況でございますと、それぞれ立地地域の協力根拠というのですか、これをどう考えたらいいのかわからないものとなるということをし添えておきたいと思っております。以上でございます。

○近藤議長 河瀬委員。

○河瀬委員 今、知事からも立地地域と国との信頼関係をはじめ、いろいろなお話もしていただきまして、そのとおりでございます。私どもも市町村という立場の中で国家の電力供給の重要性をしっかりと認識しながら、国を信頼しまして、国策である原子力政策に協力してきたわけでございます。そういう中で本日示されましたシナリオであります。再処理また処分併存につきまして、再処理または核燃料サイクルに関する判断を先延ばしするだけのシナリオになってはならないと私は思っています。特に再処理また直接処分の併存という政策であっても再処理また高速増殖炉についても具体的な見通しがありませんと、曖昧な原子力政策になると思っております。

立地地域の理解を得られない。一体どうなるのだという不安だけが増すばかりでございます。そういう意味で原子力をはじめとしますエネルギー政策、これは長期にわたる、それも非常に重要な政策だと思っております。自治体といたしましても将来を見据えたまちづくりを進めておりまして、確固たる原子力政策を打ち出してもらうことを強く求めたい、このように思っております。

また、いずれのシナリオにいたしましても使用済燃料の処分問題は解決しなければならないという喫緊の課題でございます。地層処分地選定も含めまして立地地域に負担を強いることのないように考えていく必要があると思っております。

また、全般的な立地地域の思いでありますし、私ども明日明後日と全原協の総会等もあるわけでございます。福島第一原子力発電所の事故から1年以上が経過いたしました。まだまだ元の生活に戻るには大変時間もかかる様子でございます。是非一日も早い普及復興を願っているところでございます。

最近では大飯発電所の再稼働問題等ございますが、世間では非常に風当たりが強い、また原子力が所在しているだけで前も言いましたけれども悪者扱いされているような風潮もございまして、非常に残念な思いをいたしております。特に福井県は関西に非常に近いところでございまして、関西の電力の6割近くを原子力発電所で賄ってきた地域でもございます。そういう立地地域と消費地域との温度差というものを身にしみて感じているところでございます。そのよ

うな地域からも、また私どもの地域に対する偏見のようなものが最近あるのではなかろうかというところで非常に憂いているところでもございます。基幹電源として経済成長を支えてきたにも関わらず、最近では原子力はもう必要ないのではないかという声なども聞かれるわけでございます。これも甚だ残念なことであります。

現実的にもものを考えていきますと、原子力に代わって安定供給ができる基幹電源ができてくるまで原子力発電所は当面、時間軸は分かりませんが必要なものだと私ども考えているところでございます。今後、原子力を使っていくということであれば新しい原子力政策大綱の中でも立地地域が不当な扱いを受けることがないように原子力発電所の意義を明確にさせていただきたい。このように願っているところでございます。以上です。

○近藤議長 八木委員。

○八木委員 ありがとうございます。電気事業連合会の八木でございます。核燃料サイクルの政策選択肢の評価に関して意見を申し上げたいと思います。まず再処理ということについては何のためにするのかという意義をしっかりと確認することが重要ではないかと思っております。原子力燃料サイクルというのは一度その技術を手に入れますと有限な資源の制約を受けることなく原子力発電の利用が可能となるという特性を持っています。従って、エネルギー自給率4%の我が国において海外に頼ることなく永続的にエネルギーを確保できるという観点、これは極めて重要であると考えます。

特に今後エネルギー資源の獲得競争が激化する。あるいは更にその先にそれら資源が枯渇してくる時代が懸念されていますが、そうした中で直接処分と比べて経済性ではやや劣るとしても、こうした再処理政策の意義はますます重要になると考えています。

そういった観点も踏まえまして、今回の評価におきましても2030年時点で原子力発電が一定規模維持されるという場合においては、再処理政策が最も有力な選択肢であると評価されていると理解しております。

一方、直接処分の政策というのは今申し上げた原子燃料サイクルによるエネルギー確保の有力な選択肢を失うこととなりますので、これは将来の我が国のエネルギー確保の観点から大変問題があるというふうに思っております。特に今回の評価でも政策変更に関わる多くの課題も指摘されておりますし、例えば使用済燃料の返送リスク等々による原子力発電所の運転停止による代替電源により大きな費用が発生するということが、資料にも出ております。これは第13回の技術検討小委で計算していただいておりますが、20兆から30兆円のオーダーの大変莫大な費用が必要であると評価されております。従いまして、こうしたことから見ても現実的

な政策ではないと考えます。

次に今度は再処理と直接処分の併存政策について、これが柔軟性があるということが非常に高く評価されているわけですが、この柔軟性があるというのは一見非常に良いように見えますが、これは同時に政策面が不安定であるということの意味しています。そのために未知数の見えない課題が指摘されているわけであります。具体的には先ほど三村委員からお話ございましたが、例えばむつ市の中間貯蔵施設というのは、これは使用済燃料を資源として有効利用する、こういう国の政策に協力することを前提として立地地域のご理解を得て受け入れていただいているわけでありますが、この使用済燃料が廃棄物となる可能性があるとするれば、これは施設受入れの前提条件に反することになりますので、今日まで築いてきました立地地域、国及び事業者間の信頼関係等を損なうことにもなります。

また、これはむつへの影響だけにとどまらず、これからも中間貯蔵の必要性というのは各シナリオで大事だと言っておられますが、まさしくこの中間貯蔵の立地にも大変大きな影響が及ぶと懸念されます。

以上のことを踏まえますと、将来のエネルギーの確保という観点で、我が国のエネルギー政策を一貫して進めることが重要であり、また、それが立地地域との信頼関係の維持構築にも繋がるものであると思っております。

この中で柔軟性ということが非常に脚光を浴びていますが、例えば2030年以降の原子力比率が不明確であるということならば、その政策に柔軟性を持たせるという意味を重視するならば、あくまでも再処理政策を基本として、直接処分の研究開発を進めるという案がございます。こういうことでも十分柔軟性は確保されるし、むしろこれは現実的な政策ではないかと思っております。

それから、留保に関して一言申し上げたいと思います。この留保については私も資料の中身を十分理解できておりませんが、この留保という考え方が当面政策を決めないということであるならば、これは現実にサイクル事業を行っている我々事業者としては到底受け入れられるものではないと考えております。例えば資料の中に意思決定を留保する場合に政策を決めない段階で六ヶ所再処理工場の稼働とかプルサーマル計画の見通しを見極めるということが判断要素になっていますが、しかしサイクル政策の空白期間が生じること自体が立地地域のご理解を得る上での前提条件を欠くことになりますから、六ヶ所再処理工場やプルサーマルが進まないということが明らかであり、このような留保という案は成立しないと考えます。

もう1つ、更に六ヶ所再処理工場の操業を一時中断するという案も出ています。これは今言

ったような問題に加え、現実的には使用済燃料が管理容量を超えて原子力発電所が停止する可能性もありますし、また民間企業であります日本原燃の技術力、財務体力あるいは地元経済への影響、更には海外にあります返還廃棄物、この受入れに関して国際問題になる可能性があります。そうしたことを考えますと、これも成立する案とはとても思えないと考えております。

以上、最後まとめますと、我々事業者といたしましてはあと一歩まで来ております六ヶ所再処理工場をしっかりと竣工させて、安定的に操業できるように努力する。そしてプルサーマル計画についても計画的に推進する。そうしたことで我が国における原子燃料サイクルを確立することが将来のエネルギー安定確保を図ることに繋がる、こうしたことが大変重要だと思っております。以上でございます。

○近藤議長 阿南委員。

○阿南委員 今、八木さんがおっしゃった意見ですが、それでは、当面のところはいいかもしれませんが、危険を将来世代に先送りするだけだと思います。処分場の目途も何も立っていません。

この委員会の報告、教えていただきたいのですが、私は今の処分とその後の管理ですが、現在の原発の立地サイトごとに電力会社が行うという転換をして、そういう仕組みを作って、そのために電力会社と自治体が連携するというふうにしてはどうかと考えています。具体的には、これまでの立地交付金等の地域への財政支出の制度や廃炉等廃棄物の処分、管理に使用するための制度というものに切り換えていくということで、それは実現できるのではないかと思っております。非常に大きな政策展開になってしまいますが、このことの方が今の世代で責任を持って原子力政策をやっていくことにふさわしいと思います。

全量直接処分についての総合評価では、課題が最も多いと書かれていますが、そうしたことを今のサイトごとに行うという原則を確立した時に、その課題はどのように解決できるのか、一定の見通しが出てくるのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

そして、この全量直接処分をサイトごとに行っていくという方向性を出すことと同時に、現在の原子力発電所については、そうした今後の方向性がちゃんと決まるまでは稼働すべきでないと思っております。最終処分場の目途も立たないまま原子力発電を続けてきていますが、政府と原子力委員会、事業者の責任を明確にするとともに、見通しが立つまでは原発を稼働しないということを明確にする必要があると思っております。以上です。

○近藤議長 伴委員。

○伴委員 八木委員と三村委員、河瀬委員にお伺いしたいことがあります。これは国策民営と

は何かをどこかで議論しないといけないとずっと思っています。今日ここでいきなりその議論にならないとは思いますが、このお三方から今回「国策」という言葉が出てきたわけですから、何を根拠に国策なのだというふう考えていらっしゃるのか。そのお考えをお聞かせ願えればと思います。これが1つ目です。

2つ目は、三村委員が今国策が変わるということは国民への裏切りになるという発言をされたわけですね。福島原発の事故の後、世論等は原子力に非常に厳しく、脱原発を求める声が圧倒的に多いわけですね。国民というのは国策の変更を求めている。そういう中であって、いつまでも過去の国策と言われるものに縛られているというのはおかしな話です。この国民世論ということについてどのようにお考えなのか三村委員への質問です。ですから三村委員には2つの質問がいつています。

3点目は八木委員への質問です。再処理は非常に有意義だというふうにおっしゃいました。前回の時も今回も明らかにコスト、事業費用等を見ると再処理をしない方が有利なわけですね。そこで今2つの分かれ道があると思います。1つは六ヶ所についてはここまで建設してしまっているわけだから、これは続けていく。その場合に金子委員がずっと指摘されているように事業破綻みたいな話、最後まで電気事業者として責任を持ってやりきれぬのか、こういうことについてどう考えていらっしゃるのか。

2つ目は、今、平場で、これから再処理工場を造ろうという話になった時に、本当に資源という問題だけでこれほど経済性の悪いものを電気事業者は選択をしていくのだろうか、同じ再処理についての2つの側面の質問がありますので、お考えを聞かせていただければと思います。

○近藤議長 お答えがあれば先に伺いますけれども、八木さん何か。

○八木委員 ただいまご質問いただきましたのでお答え申し上げたいと思います。まず国策民営という考え方、これはいろいろあろうかと思いますが、基本的には我々電力事業者の使命は電力の安定供給でありますから、低廉で安定した電力をいかに供給するか。そういう観点から見れば電源構成は何でもいいわけですね。しかしながら日本においてオイルショックの後、過度に燃料を海外に依存することによって国の経済が成り立たない、あるいは電気料金が高くなる、そういうことで国として脱化石燃料の政策として原子力をやってきた。まさに国全体のエネルギー政策のあり方として原子力を推進するという中で、それに対して我々は安定供給の中で原子力をしっかりと位置付け、安定しかも低廉な電気を供給する。そういう意味では国策民営と私は理解しております。

それから、2点目、再処理が明らかにコスト的に不要であるということではありますが、これ

は今申し上げましたように確かに再処理ということだけを捉えまえますと、経済性ということでは今回おっしゃるような問題もありますが、先ほど申し上げましたように直接処分することの路線をとることによる使用済燃料のリスクがあるわけです。そういう費用は2、30兆円のオーダーという、今評価しているレベルと桁が全然違うということもあります。経済性というのは我が国がエネルギーとして何を基にこれから発展していくのか。あるいはエネルギーは何にするのか。そういう広い意味の経済性というのは全く評価されていないわけですから、このサイクルだけの評価ではなくて、我が国全体のエネルギーとしてどういうものをしていくかという中での評価等々を含めれば、そういったこともトータルとして考えるべき問題であると思います。従って、ここの課題のサイクルのこの経済性評価だけからおかしいというのではなく、もっと広い見地、広い視野でみるべきだと思います。

従いまして、私自身は今平場でこれをやるのかということであれば、我が国が先ほど申し上げましたように全く資源がない国で、しかもこれから海外に資源を依存する。確かに再生可能エネルギーに依存するという点は否定いたしません、全く再生可能エネルギーがこの10年、20年で今の原子力にとって代われるものになるとは全く思いません。そういう意味ではしばらくの間化石燃料に頼ると、日本のエネルギーセキュリティは海外に握られてしまう。それによりリスクあるいは経済の問題等々、いろいろな面を考えれば自前でエネルギーをしっかりと確立することは非常に大事なことです。これこそまさに国策だと私は理解いたしています。そういう政策をきちっと大局的な観点でとるべきではないかと思っています。そういう観点で我々としては国のエネルギー政策が以前の政策大綱で示されているわけですから、我々としては肅々とこの政策に則って責任を持ってやりきってまいりたいと思っております。以上でございます。

○三村委員 本来エネルギー政策ということで進めてきた国としてお答えになるべきことだと思っておりますが、少なくとも私どもとしての事実関係と現状こういう状況であることを申し上げたとご理解いただきたいと思っております。

○近藤議長 金子委員。

○金子委員 今、立地自治体及び電気事業者の直接の利害関係者のご発言がありました。伴委員と重なる部分がありますが、福島事故を踏まえて脱原発依存だということを前提にこの会議は開かれているわけです。なおも原発が必要である主張する根拠がよく分からない。

それは、立地自治体といった時に福島の周辺の双葉郡の町々が被っている被害、生きているうちに戻れない人たちもたくさん生れているわけです。なおかつ低線量の長期の被ばくに関し

て分からない問題がたくさんあって、そのことに福島県民は非常におびえているにも関わらず除染も進んでいないし、新しいまちもできていないわけです。では、電気事業者としてまずは発言すべきはこういう事態に対して債務超過寸前あるいは実態としては債務超過に陥っていると考えられる東京電力のような事態を電気事業者としてどういうふうに見止めるかという発言だと思います。

同時に非常に重要なことは、民間で全部をやった場合に損害賠償の保険には加入できないという議論になっています。つまり事故が起きた時費用も負担できず、会社の存続も危うい状況になって、柏崎刈羽でもう燃料プールがいっぱいで、活断層があるところも動かそう。あるいは電気料金、一般家庭にませましようという議論でいずれ国民に負担を覆い被せれば何とかなのではないか。こういうふうになっているとしか思えないんですね。だから、きちんとこの問題に対して答えた上で尚も必要なのだと言わなければいけないわけです。

次に立地自治体の問題としても、こういう深刻な事態に対して政府が十分に対策も打っていないし電気事業者も十分に費用を払っていないという事態を解決することなしに安易に原発を増やそうという話には、あるいは立地しようとか再稼働しようという話にはもうなりにくい状況になっているのだと思います。そこをまずは踏まえてほしいなと思っております。

その上で八木委員に関しては、2004年時点で電気事業連合会は総合エネ庁の電気事業分科会で不確実性があると表現しているわけです、自ら。そのことが会議でも問題になっているわけです。それが現実化しているわけです。その時点でただ続けよう。できてしまっているのだからという議論は通用しないというのだと思うのです。

特に重要なのは、稼働が間もない、稼働が間もないと言って2005年からずっと続けて7年。更にこの後もそういうことを毎年言い続けて10年間。ここで決めれば同じことを続けるということになってしまうわけです。それが本当にいいのか。その意味で言えば留保というのには現実的な面があるということは認めます。

その上でここから話は留保に関しです。ツケの先送りと見なされかねない面があるのも一方で否定できないんです。それなので、まず第1に5年間の猶予期間の間にガラス固化過程を含めて稼働しない、あるいは著しく低い稼働率であった場合には、事業廃止をきちんとすべきではないか。そのことを明記する、そういう猶予期間と考えた方が私は現実的なのではないかと思います。

第2に、事業の継続を前提にすると損失は更に膨らむことになります。この猶予をどういうふうに見えたらいいかという、現実的に動いていないわけだから、動くと言っている

だけで、実際には動かない事態がずっと続いているわけですから、これを止めている間のコストも、つまり猶予の間のコストであろうが、このまま事業をやってもコストなんです。だから、コストがずっと続いています。その時に捉えるのは、この留保はそのコストをなるべく少なくする、国民負担を少なくするための方法をこの猶予期間の中で考える1つの手段として位置付けることは可能になるだろう。

3番目は、事業の継続についてガラス固化過程、技術の問題だけになっていますが、ただ止めて待っているのではなくて、利害関係のない、とりわけ原燃及び電気会社及び原子炉メーカーの監査に関わっていない中立的な公認会計士を含めて第三者委員会を形成して、六ヶ所再処理工場に関する国民負担をきちんと通常の企業会計ルールに従って判断をする、検証をするという作業をしていただくことが必要なのではないかと。とりわけ建設費の膨張は既に2005年の時点でリセットボタンを押したとしても既にそう言っているわけで、積立金の取り崩しが稼働しないまま1兆6,000億あります。増資も4,000億あります。特殊な試算、除去債務とか廃止措置試算とか、これの処理についても疑念がありますので、今後を含めて今の時点でどれほどの損失が生じていて、今後稼働しない場合にどれだけの損失が発生するのかという試算もこの第三者委員会でやっていただくことを提案したいというふうに思います。以上です。

○近藤議長 山口委員。

○山口委員 今の技術小委の資料の話についてです。ここで評価項目として7点挙げていただいて、それぞれの評価項目を見ると意味合いは若干違ってくるのかなと思います。

それで、今短期的に重要な課題と中長期的に重要な課題ということで整理していただいています。過去を振り返ってみますと、この中で選択肢、柔軟性への備えという話がありました。2000年の長計の時にはエネルギー資源の乏しい我が国では将来の不透明さを考慮すれば原子力発電は適切なレベルの割合を維持するのが適切だと、そう議論されている。

その後、2005年の政策大綱では経済性の確保のみならず、循環型社会の追求、エネルギーの安定供給、それからエネルギーの将来における不確実性への対応能力の確保、そういったものを総合的に勘案すべきだと。そういう議論がずいぶんなされた上でまとめられてきて、その後、福島事故が起きて、では政策変更の課題をどうしようか、今議論しているわけです。それを一連のものとして考えますと、先ほどの2000年の原子力長計あるいは2005年の大綱に書いてあります将来の不透明さ、あるいは不確実性への対応能力への確保という観点は現状がどうかということやはり変わっているわけではない。それに加えて福島事故を踏まえて、一体原子力の安全確保をどうするのか。国民の理解をどうしていくのか。そこが今重要な問題

として浮き上がってきているわけだと思います。

そういう観点でいいますと、今回、技術小委で検討していただいている、いろいろな結論が書いてありますが、それを少し整理していただいて。1つは福島事故を踏まえて政策課題を変更していくとすれば、一体本質的な問題はどこにあるのかというのをクリアにさせていただくというのが1つ。

それから、そういうことを踏まえて、もしそういう中長期的な課題を考えた時に、それぞれのオプションが将来の不確実さに対しての適応能力の確保をどうやって維持するのか。それは先々いろいろな要因があり得る中でエネルギーの確保をきちんとやるというのは、これは国の政策としての責任であると思うのです。ですから、技術小委の中でいろいろ出されているオプションに対して、今のような政策変更の中の課題の本質的な困難はどういうところにあるのかということと、それぞれにおいて不確実さへの対応能力にどう備えていくのか。そういう点を浮き彫りにしていただく必要があるのではないかと思います。

あともう1点、留保の話で、これまでもいろいろ議論が出てきていますように、原子力を使ったエネルギーの問題というのはインフラが重要であり、人材にせよ、技術にせよ、ハードウェアにせよ連続性とかそういったものが非常に重要になってくるわけです。特にエネルギーの技術開発は。そういう意味ではモラトリアムをした上で判断するという選択肢は、例えばこれまで基盤技術の議論をしていた中でもほとんどあり得ないオプションであって、着実にインフラ、人材、基盤技術を維持しつつ進めていった上で将来の不確実さへの対処という意味で判断はその時点で状況を踏まえてやっていく。そういう立場であるべきだと思います。以上でございます。

○近藤議長 首藤委員。

○首藤委員 今話題になりましたシナリオ評価の評価項目について、もしかしたら瑣末なことかもしれないのですが、2点お伺いしたいことがあります。まず1点目は、短期的に重要な課題と書かれている評価項目の、大きくは大項目として3つに分かれていると思いますが、そのうちの最後の項目、政策変更または政策を実現するための課題という項目についてです。今までのご議論を伺っていますと、立地自治体との信頼関係ですとか、継続するか、政策変更するかによって費用負担がどうなるかということで、この項目の中身が非常に重要なように思うのですが、その下の小項目が私の目から見るとずいぶん質の違うものが全部横並びに並んでいて、項目別に分かれていないということ。

それから、これは私の読取りが甘いからかもしれませんが、実際の評価結果をその後のペー

ジを拝見しても、必ずしもこの句読点で区切られている項目通りに並んでいませんで、欠けている項目があったりというような感じがします。この政策変更または政策実現するための課題という評価項目の内訳と、そのそれぞれの評価結果がどのようになっているのかが私には分からないので、なぜこれが小項目として独立させていないのかということを知りたいと思います。

もう1点は、評価項目をいろいろ拝見しても、例えば核セキュリティですとか、エネルギーセキュリティというセキュリティの部分は項目としてちゃんと出てきていますが、事故ですとか、環境汚染のリスク、セーフティに関する項目が私が拝見するとないような気がしております。その部分はもしかしたらここに含まれているということであれば、そのように教えていただきたいですし、そうではないとするならば、なぜその項目が入っていないのかを教えてください。以上です。

○近藤議長 浅岡委員。

○浅岡委員 この大部な資料そのものは私も後でよく拝見して、個々の意見は申し上げたいと思います。冒頭の議論に戻るのですけれども、先ほど近藤委員長が基本問題委員会とのすみ分けとしてエネルギーミックスは向こうの仕事でこちらではないとおっしゃられた。もう1つの点は、再稼動問題は仕事ではないとおっしゃられた。だから、私どもが提起したことは関係ないんだ。こういうところまでおっしゃったかどうか分からないけれども、そういうニュアンスでおっしゃられました。この点で先ほど言おうかと思ったのですが、長くなるからやめたのですが、この問題を議論していても、結局そこではないかと思います。その議論をちゃんとすべきことをしていないので今日の論点も非常に広がって、どこを焦点にするのか詰まっていないのではないか。

とても奇異に感じたのは、鈴木座長からありそうな選択、比率Ⅱ、またはⅡ´、これについて説明します。Ⅰは飛んでいるわけです。Ⅳも飛んでいるのかもしれませんが。そんな議論をどこでもしていないですよ。でも、当然そうだと思います。

私が申し上げたのは、この意見分類1とか4というのは、本来それを議論した上で成すべきことだったと思うのです。それを中身をちゃんとしてくださいとおっしゃったのになさらなかった。先ほど私の意見で出しましたものの5ページの上に基本問題委員会でまとめられたところで、そこに私は赤丸をいたしました。これはあり得ない部分ですよ。どう考えてもリアリティがないですよ、こう言いました。これに代わるものを私たちはずいぶん資料としては出してきましたが、この事務局からは一切なかった。けれども鈴木座長はこうですよとおっしゃっている。

やはりそこを詰められて、あり得る話というか、本当に政策を今後どうするかを詰めて考えるべきもの、選択肢としても考えるべきものというのであれば、そういうことを前提において、その場合にどういう課題があるのかということを詰めれば話はよほど整理されると思います。議論すべきことも出てくると思います。これが1点目であります。鈴木さんは正直におっしゃられたのだと思ったのですが、先ほどの近藤委員長のおまとめに異論があるというのはその点です。そういう使い分けをされるのが、本来ここですべきことを結局はやらないことを合理化するだけではなくて、本来たどり着くべき結論を混迷させてきている、私はそう感じますのであえてまた申しました。

もう1つは、再稼働問題は仕事ではない。この炉を再稼働するかどうか。そんなことをここでやろうと言っているわけではありません。しかし、これまでの議論の中で立地自治体と何度聞きましたか。立地、立地、立地。ここで言っているのは原子力発電所あるいはもんじゅなどがある場所ぐらいしか、例えば敦賀市ぐらいしか、大飯町、高浜町とか。その隣の町は関係がないという意味でおっしゃっているように聞こえます。あるいは、それを含んだ県。

だけれども、今現在のこの原子力政策をどう考えるかといった時に、その隣の町、原発からの距離から言ったら、その町よりもっと近いところにあるような行政自治体、この方々は一体どんな立場なんですか。そのことなしにこの議論はなされない。私が再稼働問題と申し上げている、あるいは今日の新聞のテーマでもありますけれども、あるいは今、山口委員が事故を踏まえての問題は安全性をどう確保するのか。これはハード、ソフトを含めて。国民の理解をどう得ていくか。国民、更にリスクの非常に濃厚な人たちのところとの間の信頼関係をどう醸成するのか。その時に一体どのような立場の人たちとどのような議論をすべきかということ抜きに、この将来のプルサーマルをどうするかということにも、あるいは核燃料サイクルをどうするかということにならないと思います。どれだけ稼働し、どれだけ核燃料廃棄物が出て、それをどれだけどのように処分するのか。この話があつての話なので、稼働はどうなのか。最後の最後のところまで含めて、本当に原発から敦賀の市長さんのところ、市役所よりもっと近いところに本当にあるかもしれない町の人たち、この人たちを一体どう見るのかということにも一切目を閉じたまま、この政策をどうするかという議論にはやはりならないので、だから私は先ほど委員長がこれは関係ありませんと申し上げたけれども、そういう態度をとられる限りはこの委員会が仕事をしたというふうにはならないということで再考いただきたい。山口委員にもそういう趣旨でおっしゃっていただきたいと申し上げたいと思います。

もう1点、政策変更はあつてはならない。そんなことはないはずですよ。そんなことは誰も

おっしゃれないですよ。間違っただけは改めないといけない。常にそうです。国は誤らないということはないことは言うまでもないことです。誰だってそうです。どなただって誤らないことはない。変更すべき時は変更する。どういう時に変更しなければいけないのか。今の日本の現状は原子力政策については根本的に見直しをしなくてはならないと誰もが思っているところです。そこに変更があってはならないということが議論の最初に来るような議論は、それは横に置いていただくしかない。それが1つです。

それから、もう1つ政策を変更する時、間違っただけであっても変更する時に移行過程で、あるいは変更することによっていろいろ問題は起こります。あらゆる政策変更で問題が起きる。そういう問題に対して誰がどのように対応するのか。そういう意味で対応ができる問題とやめてはならないという話をごっちゃになっているのではないかと。そういうことがあるからやめてはならないと言っているというふうには聞こえます。そこは政策を変更する、移行していくというプロセスをどのぐらいのタイムラグでどのような対応策をとってどうしていくのか。そういうことで対応していくことはどうなのかという意味で柔軟性という言葉は曖昧ですが、もっと考えるべきではないか。

先ほど首藤先生がおっしゃられたセーフティの観念がないのではないかとすることは、その自治体のことしか、足下の自治体のところしか頭がないからそういうことになったのではないかと。それはもっと広く考えていただきたいということでもあります。

留保という考え方は、私は今日の議論、これまでの議論を見ても変更すべきです。私は変更すべきだと思います。燃料サイクルについても全て。大胆に変更すべきだと思います。今、その決定をちゃんと仕切るには、まだ調整の期間が要るのが現実かなという気もしないでもないです。そういう意味では本当にうまく移行していく過程があり、安全も確保でき、経済的であり、資源がない日本とおっしゃるのですが、今初めて自然資源がこんなにあるのだということに気がついてきて、資源はあるのだという目で見ると、どうやってこれに対応するのかということを考えてようとしている時で、そのあらゆるところの移行のプロセスを考えてWait & Seeというのは、これはあってはならないというか、山口先生はそうおっしゃいましたが、そんなことは絶対にあり得ない。滅多にないかもしれませんが、そういうことをすらしなくてはならないぐらい変更には抵抗する方はたくさんいることは分かりました。だからこそ滅多にないようなことでも今回、それは考えるべきなのではないか。それが単なる先延ばしになってはならないというのは金子先生がおっしゃったことなので、そのことを援用させていただきたいと思っています。

○近藤議長 河瀬委員、どうぞ。

○河瀬委員 伴先生からご指摘がございましたけれども、国策ということで三村知事もおっしゃいました。ここでこういう会議をやっていること自体、原子力の会議をやっています、国策です。当然、立地の時から国が全面的に出て、私ども地方自治体に出向き、いろいろな説明をしながらやってきました。当然、防衛、外交、エネルギーは国策に決まっているではありませんか。国をどうやって守っていくか。国民を守っていくかということが国のする仕事でございますし、私も地方自治体は地域住民の安心安全のために頑張っていく。

それは金子先生も今の福島の状態はそのとおりでありますから、私も全原協という立場で国に対してしっかりと補償はじめ、また復興をやるということが私どもの会の第一の活動目標でございますので、これは一生懸命当然のこととしてやっていくつもりでございます。ただ、市長という立場、また知事さんの立場、これは何も原子力だけではございません。住民生活、地域の安心安全、いろいろなところの分野で仕事をしなくてはならないわけでありまして。当然、そういう分野では立地地域というのは雇用が発生しております。雇用をなくすわけにはいかないのです。生活を守る。人間は毎日飯を食っていかなければいけないのです。それをほかして、今大まかな議論はされておりますが、その部分を削って議論するということは私どもには理解できない1つの行動でございます。そういうところも踏まえて、先ほど言いました原子力というものは、今直ちに代わるものがあるかってやっていくのでしょうか。私はつい先だって中国の海塩県というところに行ってまいりました。中国はご承知のとおり15基の原子力発電所がございます。7基が海塩県に集中しております。私ども地域の話もよく出るという関係。ご承知のとおり中国は国家として原子力をやるということを明言しながら、これからおそらく300基ぐらい造ると思います。そういう国もあります。確かに地震等のこともございましょうから、地理的な条件は違うと思えますけれども、今回の福島の事故というのは東北地方独特の大きな津波が大きな原因だと聞いているところでもございます。日本列島をずっと見たところ、日本列島全部がそのような地理的な条件にあるかということも考えなくてはならない。冷静に議論する場で原子力政策をどうやるかを是非議論していただきたいというのが私どもの立地地域の願でございますし、その根底にはご指摘を受けると思いますが、大きな雇用の人を抱えている地域であることも忘れていただきたくないという思いでございますので、その辺りも踏まえて私はこれからも発言をさせていただきたいと思っております。

○近藤議長 松村委員。

○松村委員 今日のご発言で八木委員からWait & Seeとはとり得ない政策であると明言され

たことを非常に重く受け止めております。原発推進派の方からも反原発派の方からもサンドバックのようにたたかれるこのWait & Seeを選択肢の一つとして位置付けるのに固執しているのは私ですので、非常につらい思いでいます。しかし言うべきことは言わせていただきます。まず2つのことを区別してもらいたい。政策の選択肢としては並べるけれど、これは大きな問題がいっぱいあるから、これには反対だという意見と、そもそも選択肢になり得ないという話は、全く違う話です。選択肢として出された上で冷静にこういうコストがかかる、こういうメリットがあるということを行った上で反対というの、初めからとり得ないというのは全く意味が違います。小委員会でもさんざん繰り返したのにもかかわらず、選択肢に中に加えていただけず、ついにここまで来てしまいました。今日も批判の声は多く聞きましたが、それは予想の範囲内です。しかし公開の席で、選択肢となり得ないと明確に言われた方がいらして、そういうことだったのか、それで最後まで入れてもらえなかったのかと、ようやく理解しました。

2005年の段階でもサイクルについてはさんざん議論し、仮に経済的に直接処分よりもコスト高だったとしてもほかのメリットがあるから推進するという整理になったということは一応認識しています。ただ、この時に本当に国民はこんなことまで理解していたのでしょうか。つまり福島事故のような全く予想もしていなかったような凄まじい事態に直面し、それに直面した上で原子力政策を全般的にもう一度見直す、例えばサイクル政策についても2年間慎重に再検討する可能性がないか検討しましょうという提案を仮にしたとして、そういうことはとり得ない、やったら数十兆のコストがかかるなどというほどにフレキシビリティの低い、ナイフエッジのように危ういバランスの上に乗っているものであった。原子力発電はそういうものであり、サイクル政策はそういうものであったということをしちゃんと認識した上で、この路線を選んだのでしょうか。私は2005年の大綱策定会議には参加していないので、外から見ている国民としてしか認識はできませんが、少なくとも私はそこまで柔軟性の全くない政策とは認識していませんでしたし、これに関して適切な説明を受けていません。政策がころころ変わったら困るというのは分かりますが、こんな大きな事象があるのにも関わらず、それを見て2年間立ち止まることが選択肢にもなり得ないほどにフレキシビリティのない政策だったのか。それを推進してきてしまったのか。私は一国民としてはその時点でそんなことに納得したつもりは全くありません。政策を安易に変更することには大きなコストがかかる。それは問題だ、反対だという意見は分かりますが、私は選択肢にもなり得ないという認識については、賛成しかねます。しかし事業者がそのように見ていたという事実、政策に反対する等というレベルでは

なく、政策として取りないと電事連の会長が断言したことについては重く受け止めます。

それから、この小委員会で電事連が出した資料を是非見ていただきたい。それから、特にここで発言するのはおかしいのですが、基本問題委員会に出ておられる委員の方は是非とも見ていただきたい。これだけ柔軟性のない政策だったのか。これだけ危ない橋というか、ナイフエッジの上を歩いてきた政策だったのかということもこれでもか、これでもかとてんこ盛りに主張しているような資料になっております。私たちは原子力比率を考える時、もしこれが事実だったとするならば、これからもこんなフレキシビリティのない、この後どんな衝撃的なことがあったとしてもものすごいお金をかけないと政策の転向ができないようなものをまだまだ推し進めていくのかを考える材料にもなると思いますから、あそこで出てきた電事連の資料を是非熟読していただきたい。以上です。

○近藤議長 ありがとうございます。伴委員。

○伴委員 先ほどの国策に関してのことですが、80年代までの原子力長期計画と原子力政策大綱とを比べると書きぶりは非常に大きく違っていて、その間にある大きな出来事は電力の部分自由化だと思います。従って、今後自由化が進んでいく中でいつまでも国策だ、国策だという形で都合の悪いところを国の責任にしているのかということが1つの疑問です。事態は変わってきているのではないか。そこに対して電力会社なり地方自治体の方々は十分についていけないところがあるのではないか。

仮におっしゃるように国策だということであれば、今国民世論というものを受けて国策を変えようとしているわけですから、そのところに過度に横やりを入れるような形はおかしいのではないかと考えています。ですから、確かにその変更に伴っていろいろな課題があるということはここに挙げられているわけです。私は若干不満があるので意見書を書くつもりですけども。いずれにせよ、たくさんの課題があることは確かでしょう。それについては変更となった場合に国の責任で、あるいはどういう形かディスカッションしながら、それに対応していくというのが1つの一貫した姿勢だと思うのですが。国策は変えるな。再処理は国策であり、それは変えるな。そういうのをいつまでも言っているのは不思議な気がして、もう少し整理が必要ではないかと思います。とりあえず以上です。

○近藤議長 山名委員。

○山名委員 ありがとうございます。お話を聞いていまして思うことは2つあります。1つは、原子力の立地の地元に対する配慮が少なすぎるのではないかという問題が1つです。もう1つは、直接処分というのが今議論されています。再処理をやるか、直接処分か。はっきり言って

二者択一です。この二者択一のある片方を目指す時の、その難しさなり重みというものをまだ十分に認識を皆さんがしていないような気がします。小委員会では認識されていると思いますが、多分ホイと変われるものと思っておられる。この2点について申し上げます。

まず地方の話ですが、今、国策と地方の議論がありました。地方は国のために生きているわけではないわけです。この国を守っていくという1つの国策があって、それに青森なり発電所の立地地元はそれに協力するというある方針をとって、それはある意味で電力の消費地を電力の生産地、あるいは電力の消費地が発生してくる使用済燃料をバックエンドとして地方が支えるという、ある種の総合互惠関係と申しますか、Win-Winの関係と申しますか、それに協力することでやってきたはずです。それによって我が国はある一定の経済的なメリットを受けてやってきたはずです。その地方に対して、これから政策を変えるという時、その地方の実態がどうであるか。その地方にどんなダメージがあるか。今後、地方がどう国策に関連してもらえるのかというようなことを明確に議論していかないといけないはずですよ。それがあたかもこの霞が関、永田町で青森は止めておいたらいいのではないかとか、阿南さんの意見が典型ですが、発電所の地元に直接処分すればいいではないか。軽々と言える話ではないはずですよ。もう少し地方の実態と国策の関係のあり方、責任の持ち方、きちんと総合のWin-Winの関係を築くという姿を明確に議論すべき、こう思います。

それから、直接処分の問題はまさに小委員会で議論しております。これは夢をわすれていただきたくないのですが、再処理路線と直接処分というのはお金の話だけではない。技術の話です。中に入っている特殊な物質をうまく分けて、うまく乗り切っていこうかという考えと、全部廃棄物にしようかという技術の選択です。当然、お金の差が出てきますし、それによって中に入っている物質の特筆をどう生かすか。あるいは負の特筆をどう管理するかというポリシーが出てくるわけです。そういう非常に大きな二者択一の技術的なストラテジックな戦略です。これはラディオアクティブマテリアルのマネジメント戦略の話です。その時にどういう人の負担があり、どういう地域の負担があり、どういう電力ユーザーに対するお金の負担がありということ審議していくか。それが今の議論です。それを小委員会でとにかくやっていますので、とにかくこの議論をまず待つていただいて、そういう非常に重い選択の判断をしているのだということこの会議の皆さんにはよく理解していただきたい。単にトヨタの自動車を買おうか日産を買おうかという話をしていくわけではないわけですよ。そこを是非慎重に考えるという姿勢を共用していただきたい。以上です。

○近藤議長 知野さん。

○知野委員 この小委員会の経緯のところでもお書きになっていらっしゃいますが、この報告書はあくまでデータに、根拠に基づく議論を進め、いろいろなものを並列して書く、結論を出すとか、これだと提言するというより、政治判断の材料とするための事実や考え方を出すことだと、当初、この委員会で説明を受けました。

ここに出されたものは今回金額の数字がかなり入ってきました。前回の2005年の原子力政策大綱でも概ねこの数字、直接処分が一番安いのだということはいっています。でも、それを進めるためには技術的課題があるということをおっしゃっています。

この5年間に原発事故が起きたということ、それから核燃料サイクルが進んでいないことを踏まえて、その辺の変化を踏まえて、今回新たにどういう点が明らかになったのか、いろいろ課題をお書きになっていらっしゃいますけれども、この時間軸の変化の中でどういう点が出てきたのかということをお伺いしたいです。

それと、この留保ですが、今松村委員がご提案だということで説明を受けましたけれども、これに違和感を抱いています。というのは、先ほどの小委員会の趣旨で言えばいろいろ出して、そして責任を持つ政治の立場で判断していくということがあると思うのですが、その時にわりとよく政策手段としてとられるやり方、とりあえず先送りして様子を見ようということを行いがちです。しかし、それ以前にこういう案が出てきた経緯みたいなところをもう少しほしいと思います。

それで、これは原子力だけではありませんが、技術政策などの絡みでこういうふうに先送りにしたり留保してしまったりすると進まない。今まで原子力もそうやってきたのではないかと思うところもありますので、この留保については違和感を持っていますので、どうしてこういう話が出ているのかということをお願いいたします。

○近藤議長 それでは阿南さんに対するご意見がありましたら阿南さん。

○阿南委員 山名さんのご意見は非常に失礼な意見だと思いましたので反論したいと思います。私は地方のこと、立地自治体を考えないで言っているわけではなくて、軽く考えて言っているわけでもありません。むしろ、そのためにどうしたらいいのかということを実際に考えて提案をしています。責任をとるべきは最終処分場の目途も立てないまま原子力発電を続けてきた政府と原子力委員会、事業者の責任を今ここではっきりと明確にする必要があるということだと思います。その上で最終処分や貯蔵のあり方について自治体ごとにもう1回考えましょうと。そういう方法があるのではないですかということを申し上げています。ですから、まるで無視しているような言い方をされましたが撤回してください。

○近藤議長 金子さん。

○金子委員 しゃべり過ぎかもしれません。すみません。私も山名さんの意見に非常に抵抗感を覚えましたので2つほどコメントいたします。1つは、ここで問題になっているように、むしろ簡単に考えられているのは山名さんの方であると思います。というのは電源三法交付金をもらって潤っていた立地自治体のことだけを考えていけば済んだことはもう終わってしまったということですね。つまり、その地域だけ豪華施設が建っている。あるいは道路が立派であるということが、ちょうど原発なり施設を誘致することと見合いであった時代は話が簡単だったわけです。ところが今回全く交付金をもらっていない地域に膨大な被害が及ぶという新しい事態になったわけです。だから大飯の原発の再稼動でも隣の小浜は10km圏なのに説明会に行っても何に行ってもほとんどが反対の意見になる。つまり考えていた地域が単純に非常に限定された地域から50km圏あるいは100km圏という範囲で被害が及ぶようになる、飛んでくる。こういうことになってしまっていて、新しい状況なので、その点も含めて考えていただきたい。

2番目に、お金の問題ではなくて技術の選択の問題だということも理解できないわけではないのですが、なぜお金の問題になってしまったのかということを考えていただきたいと思うのです。日本の原子力技術の水準が低くて、もんじゅにせよ、六ヶ所にせよ、六ヶ所も国産化にした瞬間に計画から含めて20年たってもどうもならない状態というのが現にあるので、だからお金の問題になってしまうという面があるのだと思います。だから現実として抽象的に技術が必要だという話と、今日の前に起きている現実を踏まえるならば、そのことを国民が負担して選択するので技術者のわがままだけでできるわけではない。つまりフィージビリティも含めてきちんと選択をすることが求められているという、現実には福島事故あるいはこの間の事態の中で新しい事態が生じていることとの関わりで負担の問題を申し上げたわけであって、単にお金のどちらかが安いかという話で申し上げているのではないということのを改めて主張して、そういう意味で重たい選択をしているというふうに、小委員会の方にはそれに相応しいように重たい選択をやっていただきたいと思っております。

○近藤議長 松村さん。浅岡さんと伴さんは……。

○伴委員 僕は留保ということの経緯。

○近藤議長 分かります。多分そうだと思いますので。

○伴委員 座長が説明してくださるのが本当はいいのですが、自分で説明しないといけないのかなと。

○近藤議長 私も鈴木さんに振りたいんだけど、松村さんが隣で絶対一言おっしゃりたいかなと。

○松村委員 後でもかまいません。ただ私に聞かれたので。

○近藤議長 松村さんのレトリカルな話はちょっと置いておいて、ここでも確かご提案されましたよね。ですから優先権はありますので、どうぞ。

○松村委員 繰り返しますが、この政策はよくない、先送りになってしまうから良くないという評価の話と、つまり政策選択肢としていったん並べた上で良くないと批判する話と、最初から選択肢に入れない、入れるべきではないという議論は区別してください。私は最初から選択肢に入れないという整理に抵抗感があつた、ということです。

次に、注意していただきたいのは将来の原子力比率です。原子力比率Ⅰ、Ⅱ、Ⅲとありますが、このうちのゼロパーセントのケース、2030年断面でゼロになるケースでは選択肢がないという整理になっている点です。サイクルすればプルトニウムが出てくる。でも、2030年以降原子力比率がゼロになるなら、そのプルトニウムを燃やす先がない。こういう状況になるならば、余剰のプルトニウムをため込まないのも国策の1つなので、この制約からサイクル路線は選び得ないという整理になっている。従って、もしこの原子力比率、基本問題委員会ではB案に当たるものが採用されれば、最早選択の余地なく直接処分しかない、こういう整理になっていることをご理解ください。これを前提とすると、私の基本的な考えとしては、この原子力比率がどうなるかというのも今の段階でも揺れているのではないかと。基本問題の結論で原子力比率ⅠとかⅡということが明確に出てれば他の選択肢は残りますが、もしⅠ、Ⅱ、Ⅲ併存、あるいはⅡ、Ⅲ併存、現時点では決められないということになったとすれば、Ⅲにいく可能性が100%否定されなければ、選択の余地なく六ヶ所は動かさないということになってしまっています。それなのにも関わらず六ヶ所はこのままいけばこの秋にも動く可能性があるわけです。このような状況で本当に動かしてもいいのかという問題意識があります。六ヶ所をいったん動かせば、自然体で考えれば数十年動かすわけです。こういう重い意思決定をするのに、この不確実な状況で2年間待つというのが検討されなくてもいいのか、と考えたわけです。

しかし、待つものにもコストがかかるわけです。更に、ただ先延ばしするだけではないかという批判があるのも分かっています。一方で、先延ばしするというのをすべからく駄目だと思う考えも私は抵抗があります。今決めるべきことを決められなくて、ずるずると延ばしてしまうのではなく、これは今決めるべきではない、コミットすべきでないと考えて、きちんと2年後、

5年後に決めますと意思決定するのは、私はズルズルと先延ばしする今までの政策決定の悪いものを踏襲していると考えする必要はないと思います。このような考えから、選択肢の1つとして考えるべきだと提案しております。以上です。

○近藤議長 伴さん、留保の話は松村さんが明快に説明されたので何か。

○伴委員 説明していただいたので、その通りですが、その上で私はその中断というのを言っているのですが、それは動き始めてあとになってから一層引き戻せなくなってしまいうわけで、今の操業していない状態をキープしたまま、その間に議論を進めていく。そのあり方は先ほど金子委員が言われたように僕も別の委員会を作ってもう一度総合的な判断をしていく。従って国としてやらないといけない課題については解決していけば良いという、そういうふうなことでモラトリアムというのを提案しています。

○近藤議長 浅岡委員。

○浅岡委員 幾分先ほどの繰り返しですが、先ほどの山名委員のお話を聞いていまして、山名委員は小委員会で議論しているから、それを待ってからここで議論してくれというお話でしたが、先ほどの話ですと、委員の頭の中には立地自治体の貢献をどう高く評価するかというか、唯一最大のものとして評価するか以外のクライテリアがない。選択肢のところの先ほどの話。そういう頭で堅く思って、その議論を延々としておられて、またご苦労されておられることだと思います。そうであればその小委員会をやる前に今皆さんがおっしゃった立地自治体といったこと、地域と言われたこと、地方といったことを安全のこと、リスクのこと、国民のこと、原子力と我々国民や人々というのは今地理的にも他の自治体なり、あるいはもう少し違う意味での区分の仕方があるのかもしれませんが、それぞれ一体どういう利害関係あるいは影響がある人たちで、そのどの人たちのどういうことを守っていくべきなのか。その議論をちゃんとしてから小委員会もなさないで、小委員会の議論も大変だと思うし、結論も大変だと思いますので、もう一度それは先送りしないでちゃんとここでやっていただきたいと私は委員長に申し上げます。小委員会の議論の前にやる必要があると痛感いたしました。よろしくお願いいたします。

○近藤議長 これ以上ご発言希望がないとすれば、これでこの議論は終わりたいと思いますが、事務局が整理してこの会議に論点整理を行った紙を用意させることができるかなと思いました。なお、小委員会としてお考えいただくことがあったかなと思いますが、いずれにしろ、最後、座長から発言をお願いします。どうぞ。

○鈴木（達）委員 ご質問があった件についてだけ。首藤委員から政策変更の課題の中身が一

致していないのではないかというご指摘がありました。資料1-1の12ページの評価項目は事実関係だけ言うのですが、ここはあくまでも例示でありまして、それぞれの課題の中身については各原子力比率の中でもう1回ちゃんときちっと書いてあります。そちらの方がむしろ評価の結果として出てきているものです。ただし、おっしゃるように整理されていないというところは考えます。もうちょっときちっと整理した方が分かりやすいかもしれません。

事故と安全性の件については、実は技術選択肢の評価のところでは安全性の評価をやりまして、それほど大差はないという結論が出たので、ここでは省いたということです。

それから、知野委員からの2004年大綱の時と何が大きく違ったかという、福島事故を踏まえてということですね。一番大きなポイントはやはり原子力規模が不確実になったということで、前回はここで言えば例えば原子力比率Iのところだけで横並びに見ていれば良かった。今回はそれが不確実だということです。

それから、もう1つは先ほどの評価項目で3つの重要な課題、短期的に重要な課題を挙げさせていただいたのですが、この3つの重要な課題が前回に比べてより重要性を増した。使用済燃料の貯蔵問題、国際的視点、核不拡散とかそういう問題です。それから政策変更に伴う課題ということが以前にも増して重要になっているということで、それを重要点的に今回は議論させていただきました。こういうことです。

ということで、あとは皆さんのご意見を踏まえて、あと1週間でするかどうか。頑張らせていただきますので、いろいろとご意見をありがとうございました。

○近藤議長 終わりと申し上げながら、私から留保の考え方について一言だけ申し上げたいのです。私は松村委員のおっしゃることは非常によく分かるのです。そういう考え方が重要だと思っています。ただ、その時の理由として、我々が置かれた立場で基本問題委員会でエネルギーミックスの議論をして何かが決まることが予定されているところ、勿論、決まり方によっては思いますが、それが不確実が故にという言葉を使っていいのか、そこをどうしたものか、非常につらくて、松村委員はそちらの委員でもあられるわけで、私、繰り返し、同じ疑問を言い方を変えつつどうしたものか悩んでいると伝えてきたところですが、もう一回申し上げたいと思います。

○松村委員 言葉遣いが悪かったことを反省いたします。私は一貫してプルトニウム利用計画という表現をしていたのですが、背後には原子力比率もあるわけですが、しかし今まさに近藤委員長がご指摘の問題があるので、それを避けるためにずっとそういう言葉遣いをしなかったのですが、今日ついに言ってしまいました。お詫びいたします。

○鈴木（達）委員 留保は先ほど説明の時に申し上げましたが、我々の報告書の中に必ず入ります。評価はします。ただ、核燃料サイクルの基本的方針の3つと同じ性質のものではないので、そこはちょっと区別して評価させていただきますということで一応松村委員にはご了解いただきましたので、4つの選択肢や5つの選択肢があるということではない。選択肢は3つしかないのだけれども、その3つを決める時点で留保するという、これは別の政策決定だという、その趣旨は明確にした方がいいと思います。それは別にして書かせていただきます。

○近藤議長 それでは、この議題を終わりたいと思いますが、大変熱心にご議論いただきました。しかし、もちろんたくさんの課題を皆様からご提示いただいたと思っています。中でも冒頭申し上げましたように我々を取り巻く状況におきまして、従来の原子力政策を進めてきたフレームワーク、あるいはパラダイムというべきか、その国策民営という言葉を端的にそれしているかと思っていますので、使わせていただきますが、一方ではゼロベースで見直すという方針が言及されているわけです。それについてはどういうものにするのかということが非常に大きな問題であるという認識を皆さんお持ちだと思います。それをどういう方針で扱うか、その方針が、冒頭話題になりました地域共生の今後の取組の基本的考え方を紙に書くについても非常に大きな問題としてある、これを決めてくれないで政策論議ができるのかと実はうめいているわけです、また申ししてしまいました。

こういう場合に様々な内外の先例をよく勉強しまして、こういう時に人々はどういうふうなものを考えるのかなということなども勉強し、それをこういうところでいわばフリーディスカッションしていったいいものかなと思ったり、エネルギー・環境会議が順次そういうことも決定するとおっしゃっておられますので、それが出てくるのをしばらく待って、我々の作業を改めて定義するということもあるかなとも思っています。

まだ、私の頭にしかないレベルのことを口にしてしまいました。お聞き流しいただけたらと思いますが、とりあえずそういう思いを持っているということをお願い、この議題を終わりにしたいと思います。

今日はもう1つ放射性利用の取組み、前回現状についてご紹介いただきましたところ、これについての今後のあり方についての資料を用意してきたのですが、これについて説明してご議論いただく時間がございませんので、今日はこれまでということにさせていただきますと思います。珍しく時間内に終わってしまうこととなりますけれども、よろしゅうございますか。

それでは、事務局から何か。

○吉野企画官 本日の議事録でございますが、事務局で案を作成の上、皆様方にご確認の上、

公表させていただきます。また次回の日程でございますが、既にご調製させていただいておりました、5月23日水曜日、朝9時から開催することとさせていただきます。よろしくお願いいたします。会場は追ってご案内申し上げます。

なお会議後にプレス関係者と近藤議長との質疑応答を行う時間をとりたいと思いますので、お集まり願います。以上です。

○近藤議長 これにて閉会といたします。長時間熱心なご議論をどうもありがとうございました。

午後3時47分 閉会